

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書  
【案件名：第2次つくば市農業基本計画（案）】

令和2年（2020年）10月  
つくば市経済部農業政策課

案件名	第2次つくば市農業基本計画（案）
募集期間	2020年10月9日 ～ 2020年11月9日
担当課	経済部農業政策課
問合せ	TEL 029-883-1111（内線）6327

■ 意見募集の趣旨

「つくば市農業基本計画」が令和2年3月をもって終了したことから、新たに「第2次つくば市農業基本計画」（案）を策定するもの。

■ 資料

- ・ 第2次つくば市農業基本計画（案）

■ 提出方法

- 直接持参
    - ・ 農業政策課（コミュニティ棟3階）
    - ・ 各窓口センター
    - ・ 各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く。

- 郵便
  - 〒305-8555
  - つくば市研究学園一丁目1番地1
  - つくば市経済部農業政策課

- ファクシミリ 029-868-7622

- 電子メール [eco013@city.tsukuba.lg.jp](mailto:eco013@city.tsukuba.lg.jp)

- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、第2次つくば市農業基本計画（案）の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。  
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期           2020年12月頃を予定しています。
- 公表場所           市ホームページ、農業政策課、  
                          情報コーナー、庁舎1階、  
                          各窓口センター、各地域交流センター



# 第2次 つくば市 農業基本計画（案）

令和2年(2020年)12月

〔対象期間〕

令和2年度（2020年度）から  
令和6年度（2024年度）まで

これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## 目次

序章 計画の策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと計画期間.....	1
3 計画の推進.....	1
第1章 つくば市農業を取り巻く現状と特徴.....	2
1 国と茨城県の動向.....	2
2 つくば市農業の現状.....	2
3 つくば市農業の特徴.....	6
4 これまでの施策の評価と課題.....	7
第2章 つくば市農業の考え方.....	9
1 目指すべき方向.....	9
2 基本方針.....	9
3 施策の体系.....	11
4 施策の展開.....	12
第3章 基本施策と具体的施策.....	13
基本方針（1）ひとの確保・育成.....	13
基本方針（2）農地や環境の保全・有効活用.....	15
基本方針（3）特徴ある地域農業の確立.....	18
基本方針（4）スマート農業の推進.....	20
第4章 計画の推進.....	21
1 各主体の役割.....	21
2 計画の推進体制.....	22
3 計画の達成目標の設定と検証.....	23
資料編.....	25
1 策定懇話会委員と策定経過.....	25
2 市民・農業者アンケート調査結果.....	27
3 第1次計画の評価.....	46
4 用語解説.....	62

## 序章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

つくば市では、2015年3月に「つくば市農業基本計画」を策定し、農業施策を推進してきました。

その結果、認定農業者や新規就農者が増加し、農業生産基盤の整備や農地中間管理事業の活用による農地の利用集積が進んだほか、地域ぐるみの環境保全活動の活性化、地元農産物活用による地産地消の促進などの成果があげられました。

一方、販売農家数や農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増加などが、農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による経済活動への影響も懸念されています。

また、農業基本計画策定後の動向として2015年9月の国連総会において採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」の理念の下、農業分野においても、持続可能性を高めるための様々な取り組みが世界的に進められています。

このような背景を踏まえ、市の特性をいかした農業の方向性を明確にし、発展させていくため、「第2次つくば市農業基本計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけと計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、本市独自の農業政策を計画するものであり、2020年度からのまちづくりの指針となる「つくば市未来構想」及び、その下に市政の重点施策として位置づけられる「戦略プラン」と連携し、より具現化した計画として策定します。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間は、2020年度から2024年度末までの5年間とします。

### 3 計画の推進

本計画は、農業者やJA等の農業団体、関係機関、農産物の流通、加工、消費に関係する市民や企業、研究機関、大学など多様な主体の協力・連携のもと、計画の実現に向けた取り組みを進めていきます。

## 第1章 つくば市農業を取り巻く現状と特徴

### 1 国と茨城県の動向

#### (1) 国の動向

全国的に少子高齢化・人口減少が進み、農業・農村においても農業就業者数や農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面し、今後、経営資源や農地、技術が継承されず、生産基盤が脆弱化することが危惧されています。

こうした状況の中、国では「食料・農業・農村基本法（1999年7月制定）」に基づき、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、5年ごとの見直しを進めながら、各種の対策を実施しています。2020年3月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」などの施策を展開することされています。

#### (2) 茨城県の動向

茨城県は、全国第3位の農業産出額（2018年）を誇っており、県民はもとより首都圏の消費者に新鮮で安全な食料を供給するなど重要な役割を担っています。

しかし近年、社会経済情勢が変化するなかで、都市化に伴う宅地等への転用による農地面積の減少や農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加などが進行しています。

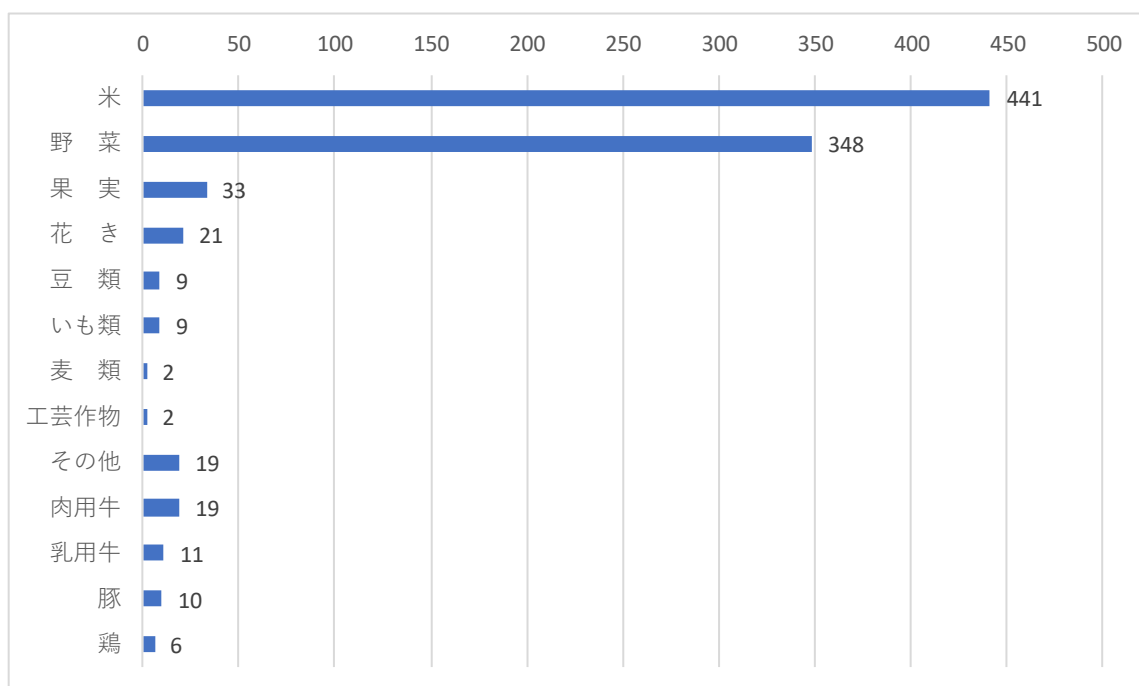
こうした流れをうけて、県では、2018年11月に策定された総合計画において、農業分野では「強い農林水産業」という指針が示されました。その中で、担い手への農地の集積・集約化や、生産基盤整備、6次産業化やスマート農業の推進などを中心とした「農業の成長産業化」、農業経営者の学びの場の提供、企業等の農業への参入推進、新規就農者の受入体制の整備などの「未来の農業のエンジンとなる担い手づくり」、農林水産物の輸出の促進や地産地消の推進等の「県食材の国内外への販路拡大」といった施策を推進することとされています。

### 2 つくば市農業の現状

#### (1) 農業生産の状況

農林水産省の統計による2017年の本市の農業産出額は、93億円でありその内訳は、米が44.1億円、野菜が34.8億円、果実が3.3億円、花きが2.1億円となっています。畜産では、肉用牛が1.9億円とやや目立ちますが、乳用牛や豚、鶏でも農業生産が行われています。農業産出額における米の占める割合が47.4%、野菜の占める割合が37.4%で全体の約85%を占めます。また、「その他」にはつくば市の特産の一つである「芝」が含まれているため多くなっています。

農業産出額の状況（2017年）（単位：千万円）

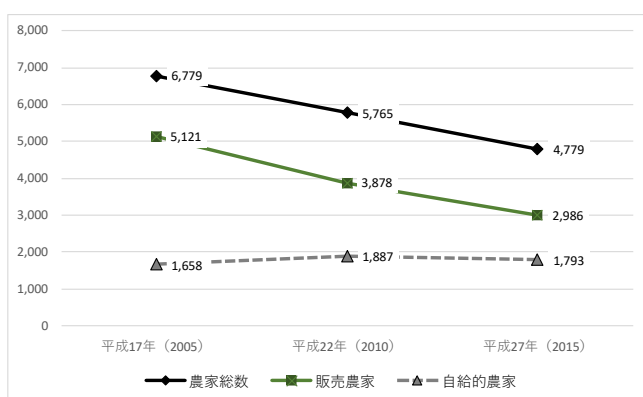


資料：市町村別農業産出額（農林水産省）

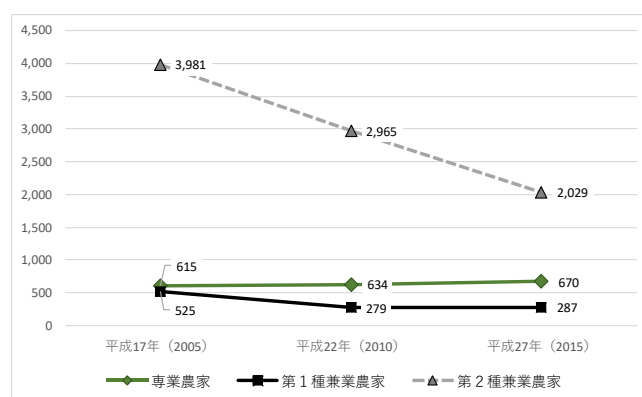
（2）人（農家）をめぐる状況

市の農業全体でみると、農家総数は減少しており、特に販売農家は10年間に42%減少しています。販売農家の中でみると、10年間で兼業農家が減少しており、特に第2種兼業農家については半数近くの減少となっています。一方で専業農家については増加しているという特徴もあります。

農家数の推移



専業別農家（販売農家）数の推移



資料：農林業センサス

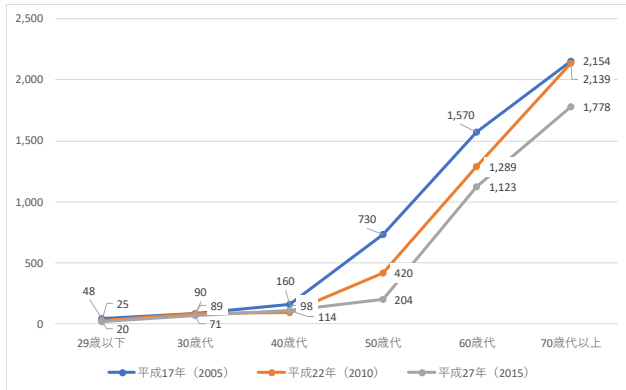
基幹的農業従事者（普段仕事として、主に自営農業に従事した世帯員数（家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない））については、70歳以上が53.7%と半数以上を占め、その割合は年々増加しています。

今後、基幹的農業従事者の高齢化が進むことで、リタイアする農業者の増加が予想され

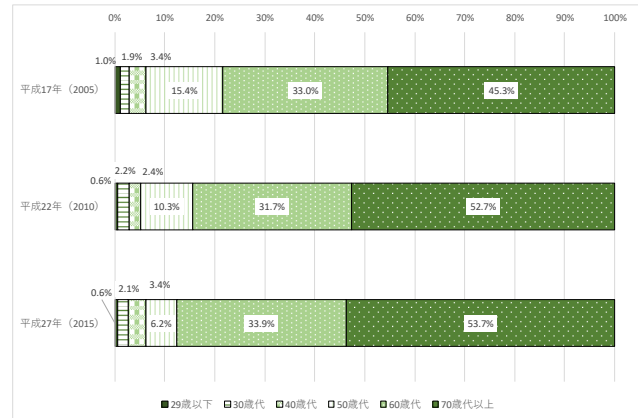


ます。また、本計画策定にあたり農業者に実施したアンケート調査（以降、「農業者アンケート」とする）では、70%近くの回答者が10年後には縮小もしくは廃業していると答えており、さらなる農業の担い手の減少が危惧されます。

年齢別基幹的農業従事者の推移



年齢別基幹的農業従事者の構成比の推移



資料：農林業センサス

農業者が減少していく中、担い手の中心となる認定農業者数は、2019年度末時点で298経営体（内法人数53経営体）であり、年々増加してきました。また、認定新規就農者数も5年間で合計30経営体の増加となっています。

認定農業者数等の推移

（単位：経営体）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
認定農業者数	217(32)	219(34)	248(40)	275(46)	298(53)
認定新規就農者数	5	6	9	3(1)	7

※認定農業者は総数、認定新規農業者数は新たに認定された数、（ ）内は法人数

なお、2015年の農業経営体数は3,035経営体、法人経営体数は49法人でともに県内第1位、法人経営体の割合は1.6%で県内第2位となっています。

### （3） 農地をめぐる状況

農林水産省の耕地面積調査によると、2015年の本市の耕地面積は10,800haで、県内では2番目に広い面積です。田より畑が多く、畑の面積は6,060haとなっています。

一方で販売農家の経営耕地面積は、田が3,481ha、畑が1,870ha、樹園地は110haで、いずれも減少傾向となっています。

特に、畑は総面積に比べて販売農家の経営耕作面積は1/3以下にとどまっています。

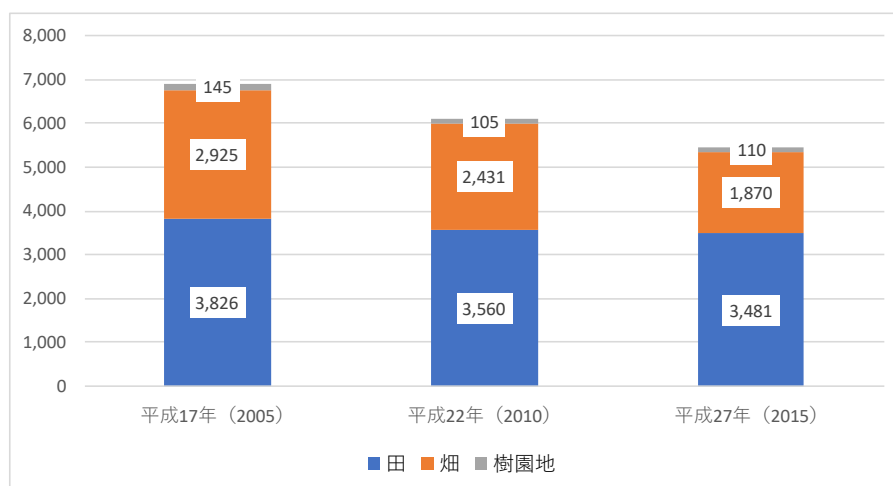
耕地面積比較（県内上位5市）

（単位：ha）

	耕地面積	田	畑
筑西市	11,400	8,530	2,880
つくば市	10,800	4,790	6,060
鉾田市	8,880	1,890	6,990
稲敷市	8,830	7,680	1,150
水戸市	6,730	4,320	2,410
県全体	170,900	99,000	71,900

資料：耕地面積調査（2015年）

販売農家の経営耕地面積の推移（単位：ha）



資料：農林業センサス

2015年の耕作放棄地は1,398haで、10年間で10%増加し、耕地面積に占める割合は12.9%となっており、特に、土地持ち非農家の耕作放棄地が増加しています。

また、農業者アンケートでは耕作放棄地の増加の原因として、農地の条件が悪い、高齢化で耕作ができないといったことが挙げられました。

耕作放棄地の推移

（単位：ha）

	2005年	2010年	2015年
耕作放棄地面積	1,266	1,322	1,398
販売農家	536	395	402
自給的農家	237	298	299
土地持ち非農家	493	629	697

資料：農林業センサス

### 3 つくば市農業の特徴

#### (1) 中心的な担い手となる農業者の増加

全国的に農業者の高齢化や減少が進行している中、本市でも同様の傾向がみられる一方で、農業の中心的な担い手として期待される、専業農家数や認定農業者、新規就農者の増加、また、農業の大規模化が期待される農業の法人数が多いという特徴があります。

#### (2) 広い農地での多様な農産物の生産

本市は、県内 2 番目となる 10,800ha の広い農地資源を有しています。その広い農地では、温和な気候と肥沃な土壌の恵みを受け、米や野菜を中心に、果実、花き、芝、畜産物など多様な農産物が生産されています。米については、商標登録等によるブランド化が進められており、野菜についても、ねぎが県の青果物銘柄産地指定を受けています。

また、果実については、ブルーベリーを中心に、くり、なし、ブドウ、など様々な作物が栽培されています。

さらに、本市の特産品である米やブルーベリーを使った菓子などの加工品をはじめとした農産物の6次産業化も進み、好評を得ています。

#### (3) 地域ごとに異なる農産物の生産

市の北部に位置する筑波地区では、米を主とした土地利用型農業が盛んです。また、西部の豊里地区や大穂地区は、本市の特産作物の一つである芝の生産が盛んです。

さらに、東部の桜地区、南部の谷田部地区、荳崎地区では、ねぎなどの露地野菜の生産を中心とした農業が展開されています。

#### (4) 近接する生産地と消費地

本市では、豊富な農産物が生産される一方で、研究学園地区の開発やつくばエクスプレス沿線地区の開発によって都市化が進み、多くの新しい住民が居住するまちでもあり、農産物の生産地と消費地が共存する特徴ある地域となっています。

#### (5) 国内有数の研究機関の集積

研究学園都市として知られる本市には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）をはじめ多くの研究機関や大学等があり、農業分野においても知の集積が進んでいます。

今後は、研究成果が社会に還元されていくことが期待されています。

## 4 これまでの施策の評価と課題

### (1) つくば市農業基本計画（第1次）の施策の成果

2015年に策定した「つくば市農業基本計画」において“「つくば」らしい魅力ある豊かな農業”のスローガンのもと、①「ひと」の育成・確保、②「農地」の保全、③「地域」の活性化、④「新技術」の導入を計画の柱として、12の基本施策と55の具体的施策を進めてきました。

その結果、計画当初の目標を「達成」したものは7、「順調」に推移しているものが17、これらを合わせると24となり、進捗率としては24/55、43%となります。一方「遅れ」や「未着手」が31と、第1次計画の進捗状況としては、順調とはいえない数値です。（評価の内容については、巻末資料を参照ください。）

	施策数	達成	順調	遅れ	未着手
① 「ひと」の育成・確保	20	2	3	13	2
② 「農地」の保全	11	4	3	2	2
③ 「地域」の活性化	17	1	10	6	0
④ 「新技術」の導入	7	0	1	3	3
計	55	7	17	24	7

### (2) 「ひと」の育成・確保の評価と課題

これからの本市農業の担い手となる認定農業者や新規就農者、農業法人が増加しました。一方では高齢化によりリタイアする農業者が増えています。

農業者アンケートでは、推進すべき本市の農業振興施策について、「意欲ある農業者の確保・育成」と回答した農業者が半数以上でした。また、意欲ある担い手の確保・育成に必要なこととして一番多い意見は、「後継者以外の者が就農しやすい環境の整備」でした。

このような現状において、更なる担い手の確保と、担い手である農業者の育成は引き続き大きな課題であるといえます。また、リタイアする農業者の農業機械や栽培技術等の有形・無形の財産の次世代への効率的な引継ぎが新たな課題となってきました。

### (3) 「農地」の保全の評価と課題

農地中間管理事業の活用や人・農地プランの推進、さらに、市の独自事業であるグリーンバンク制度の活用により農地集積面積が増加しました。

一方で本市では1,398haの耕作放棄地があり、年々増加している状況です。その理由としては、農業従事者が高齢化し、離農や規模縮小をしている状況があること、また、借り手が見つからないことが影響しており、意欲ある担い手や新規就農者等への効率的な農地の集積が課題となります。

また、農地の保全についての新たな課題として鳥獣被害への対策があります。こ

れは、農業経営を圧迫させる要因の一つとなりうるため、農地の適切な保全の推進や防護柵の設置による鳥獣の農地への侵入防止の対策を早急に講じる必要があります。

#### (4)「地域」の活性化の評価と課題

本市農業の特徴をいかしながら、農産物直売所のPRを進めてきたほか、学校給食における市産農産物の提供を増加させるなど地産地消の取り組みが進展しました。

また、新たな特産品化を目指した取り組みとして、国から「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、ワイン用ブドウの生産及びワインの醸造・販売が開始しました。さらに「農」と消費者のふれあい促進においても、農業体験イベントや農産物のオーナー制、農業サポーター制度等様々な交流事業を推進しています。

一方で、本計画策定にあたり実施した市民へのアンケート調査では地産地消の推進に向けた本市の取り組みとして「具体的な取り組み例も知っている」という回答は18.6%でした。このことから、地産地消についての情報発信が不足している。という課題が伺えます。

また、環境に配慮した農業の推進に関しては、負荷を軽減し自然の生態系に調和する持続性の高い生産方式への取り組みを推進し、茨城県からエコファーマーとして認定を受けた農業者が増加しました。

しかし、急速に都市化が進む本市においては、増加傾向にある野焼きや農薬の散布等の相談に対応するため、農業者の市民への配慮と市民の農業者への理解を促進していくことが今後さらに重要となります。

#### (5)「新技術」の導入の評価と課題

先端技術の実証実験が行われていますが、本格的な普及には至っていません。全国的に農業者が減少傾向にある中で、地域農業を持続・発展させるためには、これまで以上に省力化やコストの削減が必要になってきます。また、農業者アンケートでも、「規模拡大」や「現状維持」を希望する農業者から「作業の効率化・機械化」や「生産コストの低減」の取り組みへの支援が要望されており、農作業の負担を軽減させる技術開発や導入の促進が必要となっています。

## 第2章 つくば市農業の考え方

### 1 目指すべき方向

本市は、肥沃で平坦な広い農地が広がり、温暖な気候に恵まれているなど、日本でも有数の農業環境が整っている地域であり、多様な農業の担い手により米や野菜、果実、芝、畜産を中心に豊かな農産物が生産されています。私たちはこうした身近にある自然の恩恵をうけ、安全・安心な旬の農産物を手に入れやすい環境にあります。一方で前述したとおり、農業者の高齢化や減少、耕作放棄地の増加など多くの課題も存在します。

そこで、本市農業の目指すべき姿を、

### 『多様な力がつながり実現する持続可能な農業』

とし、

農業を継承してきた人と新たに農業に取り組む人がつながり、大きな農業と小さな農業がつながり、情報や新技術を生み出す人と利用する人がつながる。生産する環境と生活する環境がつながり、農業者と市民がつながる。その多様な人材が集い、豊かな資源を持つ、本市と本市農業の特徴をいかしながら、持続可能な農業を実現していきます。

### 2 基本方針

『多様な力がつながり実現する持続可能な農業』の実現にむけて農業政策の4つの基本方針を定めます。

- (1) ひとの確保・育成
- (2) 農地や環境の保全・有効活用
- (3) 特徴ある地域農業の確立
- (4) スマート農業の推進

#### (1) ひとの確保・育成

農業は、大規模な農業法人をはじめ、効率的な個人経営や家族経営など多様な形態の農業者によって支えられています。

市は、これらの多様な農業者の経営のあり方に寄り添い、それぞれに必要な支援をしていきます。そのために、生産管理はもとより、加工や販売管理、経理、営業など必要な業務を適切に実施できるように研修・教育等により幅広い知識・技術を習得する機会が得られるよう支援します。

また、新たな担い手となる新規就農者を呼び込むためには、農業が魅力ある職業として選択される必要があり、それには地域のモデルとなる農業者の存在やつながりが重要です。魅力的な農業を実現している農業者の紹介や交流の機会を設けることで、本市で就農した

いという意欲を喚起していきます。

さらに、農業者同士や農業者とリタイアした又はリタイアを予定している農業者とのつながりなど様々なネットワークを構築し、安定した農業経営の確立を支援していきます。

#### （２）農地や環境の保全・有効活用

農地は、農業の最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の基盤となるものですが、本市農地の約 13%にあたる 1,398ha の耕作放棄地があり、農地資源を十分にはいかし切れていないのが現状です。一方で規模拡大をめざす農業者や農地取得を目指す新規就農希望者の農地需要もあり、農地の集積や利活用を促進するために、農地に関する情報等を集約して農地を担い手につなぐ仕組みづくりを行います。

また、農地は、自然環境の保全、災害の防止など多様な役割を有しています。農業生産基盤の整備や適切な維持管理、環境保全活動を推進することで、農地がこれらの役割を持続的に果たしていけるよう努めます。

さらに、自然の生態系と調和した生産方式を普及させるなど、環境にやさしい農業の推進も農業を持続可能なものにするために重要な取り組みとなります。

#### （３）特徴ある地域農業の確立

本市では、多様で豊富な農産物が生産されており、それらが入手しやすい恵まれた環境にあります。新鮮な市産農産物を、自然を感じながら味わえることの喜びや楽しさを伝える取り組みを多方面から推進し、市民と農業者がつながり、本市農業を地域全体で育てていくことを目指します。

そのために、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」の取り組みや収穫体験、農産物のオーナー制など各種農業体験により、子どもから大人まで、あらゆる世代がつくばの農業や農業者とふれあい、「農育」や「食育」につながるような環境づくりを推進します。また、豊富な市産農産物の高付加価値化の取り組みを推進して、持続可能な特徴ある地域農業を確立していきます。

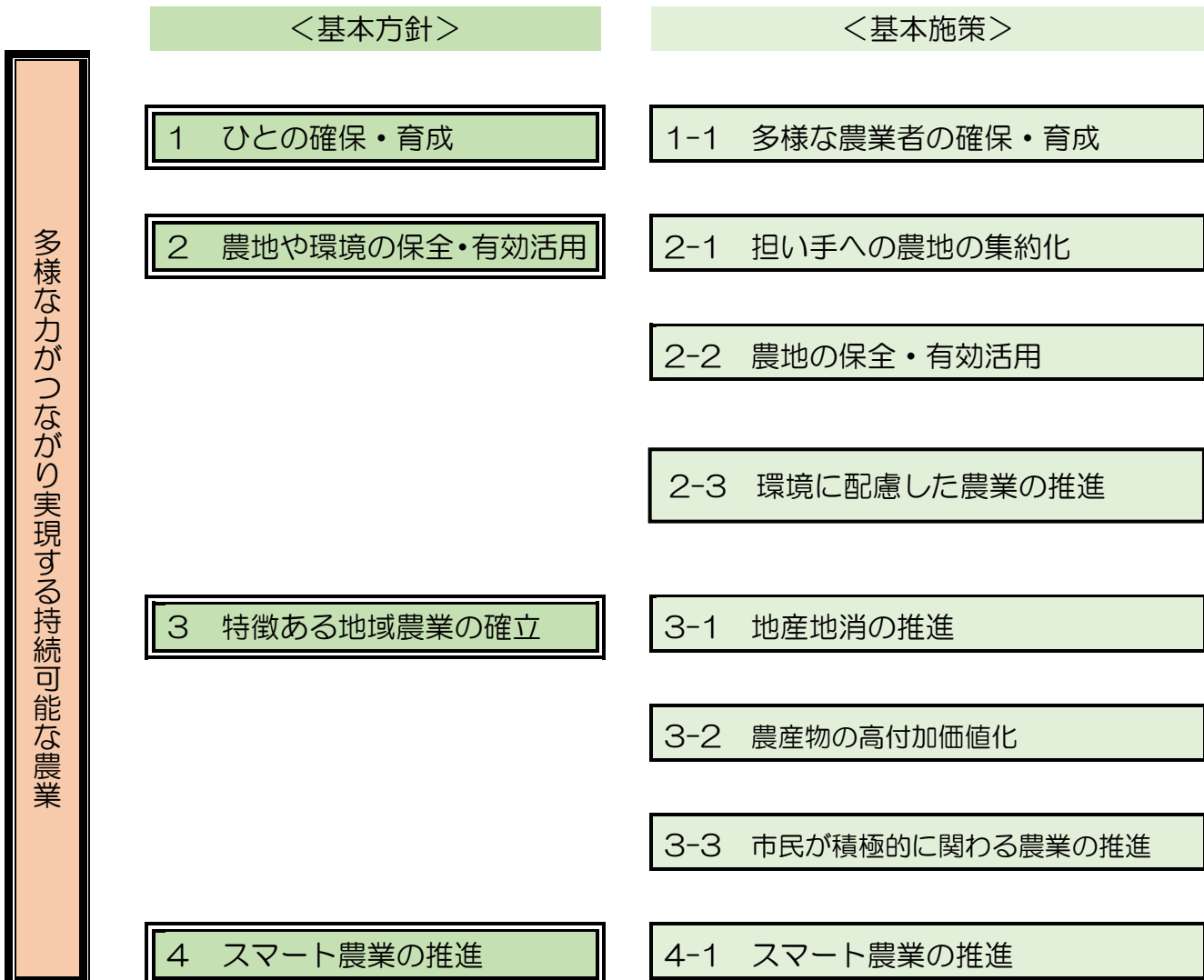
#### （４）スマート農業の推進

本市には、国内最大の研究学園都市として多くの研究機関や教育機関、企業等が存在し、知識と人材が集積しています。

市は、関係機関と連携して、開発された新技術と農業をつなぎ、農業者の抱える課題の解決に資するスマート農業の実証実験や導入の取り組みを支援していきます。

### 3 施策の体系

前述の4つの基本方針に基づき、『多様な力がつながり実現する持続可能な農業』の実現のため、体系的に施策を実施していきます。





## 4 施策の展開

前述してきた基本方針や体系に沿った、具体的施策を次の通り定めます。

### 基本方針（１） ひとの確保・育成

基本施策	具体的施策
1-1 多様な農業者の確保・育成	1-1-1 意欲ある農業者の積極的支援
	1-1-2 新規就農者の確保・育成
	1-1-3 多様な担い手の確保
	1-1-4 販路開拓に取り組む農業者の支援

### 基本方針（２） 農地や環境の保全・有効活用

基本施策	具体的施策
2-1 担い手への農地集約化	2-1-1 農地情報の見える化
	2-1-2 農地の集約・集積
2-2 農地の保全・有効活用	2-2-1 農地の保全・活用
	2-2-2 鳥獣による農作物への被害防止対策
	2-2-3 森林の保全
2-3 環境に配慮した農業の推進	2-3-1 環境に配慮した農業の推進
	2-3-2 有機農業の推進
	2-3-3 資源循環型農業の推進

### 基本方針（３） 特徴ある地域農業の確立

基本施策	具体的施策
3-1 地産地消の推進	3-1-1 地産地消事業の実施
	3-1-2 学校給食での市産農産物の活用促進
3-2 農産物の高付加価値化	3-2-1 つくばの農業に関する特徴・魅力の発信
	3-2-2 特産品の生産振興
	3-2-3 6次産業化の推進
	3-2-4 つくばワイン・フルーツ酒特区の推進
3-3 市民が積極的に関わる農業の推進	3-3-1 市民が積極的に関わる農業の推進

### 基本方針（４） スマート農業の推進

基本施策	具体的施策
4-1 スマート農業の推進	4-1-1 先端技術の導入促進
	4-1-2 農業スタートアップの支援

## 第3章 基本施策と具体的施策

### 基本方針（1）ひとの確保・育成

農業に意欲的に取り組み本市農業を支える担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

#### 基本施策 1-1 多様な農業者の確保・育成

##### 具体的施策 1-1-1 意欲ある農業者の積極的支援

###### 【施策の概要】

###### (1) 農業者ネットワークの構築

認定農業者と新規就農者、新規就農希望者と既存農業者、後継者同士等の様々な農業者のネットワークづくりを行い、情報交換や営農スキルの向上、課題が相談できる環境を整えていきます。

###### (2) 農業機械等のマッチングシステムの構築

高額な農業機械やハウスなどの施設や設備が確保できないといった新規就農者等の要望に対応するため、JA等と連携し、農業機械等のマッチングシステムの構築を進めていきます。

###### (3) 認定農業者の支援

安定した農業経営の継続や規模拡大等に取り組む認定農業者の更新や新たな認定農業者の育成を図るために、認定を受けることで得られる融資や国が行う制度のメリットを周知するとともに、経営改善計画の作成等を支援していきます。

###### (4) 子育て期の農業者や家族経営農家の支援

子育て期の農業者が労働力を確保できる仕組みづくりなど働きやすい環境づくりに努めていきます。また、家族経営農家において、経営にたずさわる世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業が確立できるよう支援していきます。

###### (5) GAP認証に取り組む農業者の支援

農業生産の安定化のために、GAP(Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理)認証取得に取り組む農業者や団体には、県や関係団体等と連携し、その取り組みを支援していきます。

## 具体的施策 1-1-2 新規就農者の確保・育成

### 【施策の概要】

#### (1) 新規就農者の確保

ライフスタイルも含めた多様で魅力的な本市の農業の姿や就農に関する情報のウェブサイト等による発信や農業者との交流を推進していきます。それにより、本市での就農イメージを持てるように働きかけ、市内外から新規就農者を確保していきます。

また、県やJA等の関係機関と連携し、就農に必要な情報の整理や研修先の紹介など就農支援の強化や国の「農業次世代人材投資資金」や、「つくば市新規就農者経営支援補助金」の活用促進による支援をしていきます。

#### (2) 新規就農者の育成

新規就農者が農業経営に関する課題を自ら見つけ出し、解決できる人材になるための講座の提供などにより、新規就農者の育成の環境整備を進めていきます。

また、「農業次世代人材投資資金」等の受給が終了した農業者に対して、認定農業者への移行を促し、農業経営を持続していけるようにフォローアップしていきます。

#### (3) 新規就農者への農業経営の継承

農地や機械、農業技術といった有形・無形の資産を、離農を検討している農業者から次世代の担い手につなげる仕組みを構築し、農業経営の継承を推進していきます。

## 具体的施策 1-1-3 多様な担い手の確保

### 【施策の概要】

#### (1) シニア就農の推進

会社を退職した人などのシニア世代を対象とした就農促進セミナー等の取り組みを推進していきます。

#### (2) 農福連携の推進支援

農業者による福祉施設への農作業委託や障がい者の直接雇用等を促進するため、関係機関と連携して、事例や取り組み方の情報提供や福祉施設とのマッチング等を行い、農福連携の取り組みを支援していきます。

### (3) 農業インターンシップの促進

就農や研修を目的として、学生や社会人等に向けて、農業を知ってもらうために、農業法人などで就農を体験してもらう「農業インターンシップ」を促進していきます。

## 具体的施策 1-1-4 販路開拓に取り組む農業者の支援

### 【施策の概要】

#### (1) 販路の多角化への支援

EC サイトや直販スマートフォン用アプリの活用、飲食店等への直接契約などに関する、新たな販路開拓のための研修や、既に取り入れている農業者との交流などの機会を設けて、販路の多角化に取り組む農業者を支援していきます。

#### (2) 輸出を目指す農業者の支援

農産物の輸出を目指す農業者同士の交流促進や意見聴取を行うとともに、国・県の動向を注視し、日本貿易振興機構（ジェトロ）などと連携・協力して輸出の取り組みを支援していきます。

## 基本方針（2）農地や環境の保全・有効活用

地域資源である農地とその環境を次世代に引き継ぐための保全・活用に努めていきます。

### 基本施策 2-1 担い手への農地集約化

## 具体的施策 2-1-1 農地情報の見える化

### 【施策の概要】

地域でのヒアリングやアンケート調査を通じて、地域における農地の状況や貸し出し可能な農地に関する情報の洗い出しを行い、農地集約化支援システム等の活用により見える化することで、農地の集約を促進する環境を整えていきます。

## 具体的施策 2-1-2 農地の集積・集約化

### 【施策の概要】

農地利用最適化推進委員と連携し、土地持ち非農家や新規就農者を含めた、地域ぐるみの人・農地プランの話し合いを行います。

また、農地中間管理事業やグリーンバンク等の農地集積、マッチングの制度を積極的に利用しながら、地域における農地の担い手への集積、集約化を進めていきます。

## 基本施策 2-2 農地の保全・有効活用

### 具体的施策 2-2-1 農地の保全・活用

#### 【施策の概要】

#### (1) 農業生産基盤の整備による優良農地の保全

圃場や農道等の整備について、地域毎に関係者の合意形成を図り、農地の集約化、大区画化することで農業生産基盤の整備を進めていきます。また、「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。

#### (2) 地域ぐるみの環境保全活動の推進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農道や水路の草刈りなどの保全活動や、植栽による景観形成活動などの地域の共同活動を継続的に支援していきます。

#### (3) 農業複合施設の整備促進

農地を有効に活用し、農業や観光の振興により地域を活性化するため、民間企業等の協力を得ながら、市農業のPR、市産農産物を使ったレストラン、農産物の販売、収穫や加工体験等ができる食と農に関する農業複合施設の整備等を促進していきます。

### 具体的施策 2-2-2 鳥獣による農作物への被害防止対策

#### 【施策の概要】

「つくば市鳥獣被害防止計画」に基づき、つくば市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、国や県の補助事業の活用等により、有害鳥獣の捕獲や狩猟免許取得の促進等による個体数の適切な管理を行います。また、防護柵の設置や緩衝帯の整備等による、農作物への被害防止対策を進めていきます。

さらに、JA 等地域の多様な主体の、被害対策への参画を促進し、捕獲の効果を高めるような方法について関係団体等と協議・連携するなど、関係者が一体となった取り組みを推進していきます。

### 具体的施策 2-2-3 森林の保全

#### 【施策の概要】

森林は、水源涵養や土壌保全をはじめ、豪雨や地震などによる山地災害の防止・低減及び、生物の多様性の保全や地球温暖化防止等に資する重要な役割を担います。森林がそういった役割を十分に発揮できるように、森林環境譲与税の活用により適切な保全を実施するとともに、民有林については管理に関する啓発を進めていきます。

## 基本施策 2-3 環境に配慮した農業の推進

### 具体的施策 2-3-1 環境に配慮した農業の推進

#### 【施策の概要】

#### (1) 住環境に配慮した農業の推進

本市において近接している都市と農地の機能を共存させるため、近隣市民への影響を配慮し、葉刈り芝の堆肥化や回収、農薬や除草剤の飛散防止等のための適正使用の啓発を実施することで、住環境に配慮した農業を推進していきます。

#### (2) 自然環境に優しい農業の推進

農業分野における廃プラスチックの回収・適正処理・排出量削減などプラスチックごみの問題に対して、生分解性マルチの導入、トンネルビニールの再利用等の促進により解決に取り組むなど、自然環境に優しい農業を推進していきます。

### 具体的施策 2-3-2 有機農業等の推進

#### 【施策の概要】

化学合成農薬と化学肥料を削減して栽培する「茨城県特別栽培農産物認証制度」(エコファーマー制度)や有機 JAS 認証制度を推奨するとともに、有機農業や環境保全型農業に意欲的に取り組む農業者に対し、販路の確保・拡大の支援や市民等に対する適切な情報の発信等を実施していきます。

### 具体的施策 2-3-3 資源循環型農業の推進

#### 【施策の概要】

環境に配慮した農業を推進するうえで土づくりが不可欠となることから、米や野菜等を生産している農家へ畜産農家から堆肥を供給する等の耕畜連携を推奨するとともに、食品残渣や作物残渣、落ち葉等を含めた有機質資源を活用した堆肥づくりについて、調査、研究を進めていきます。

## 基本方針（３）特徴ある地域農業の確立

市産の多様な農産物の地域内での消費拡大や高付加価値化、更に農業者と市民が一体となり農業を推進することで、本市ならではの特徴ある地域農業を確立していきます。

### 基本施策 3-1 地産地消の推進

#### 具体的施策 3-1-1 地産地消事業の実施

##### 【施策の概要】

市産農産物の多様性や安全性、美味しさなどを市民等に理解してもらい、地域内での消費拡大を図る地産地消の取り組みを推進していきます。そのために、農産物フェアやイベント等での農業者による直売活動の機会の創出や市産農産物を活用している飲食店を紹介する地産地消レストラン事業などを積極的に実施していきます。

#### 具体的施策 3-1-2 学校給食での市産農産物の活用促進

##### 【施策の概要】

「つくば市学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、学校給食センターやJA等の関係団体と連携して、地場産物を安定的に学校給食に供給できる体制づくりや生産者による食育授業等の実施により、市産農産物の積極的活用を推進していきます。

### 基本施策 3-2 農産物の高付加価値化

#### 具体的施策 3-2-1 つくばの農業に関する特徴・魅力の発信

##### 【施策の概要】

本市では豊富な種類の農産物や多様な農業のあり方を背景に、これまで本市の農業の特徴・魅力について発信することに苦戦してきました。まずは、市内での生産地と市民が増加している消費地の近さをいかし、市民や事業者を主なターゲットとして本市農業に関する理解の浸透を図っていきます。その際、多様性、持続可能性、地産地消、農業者による新たなチャレンジといった、本市の特徴が表れる切り口での発信を重点的に行い、本市農業を市民や事業者もみんなで応援する地域を目指します。

#### 具体的施策 3-2-2 特産品の生産振興

##### 【施策の概要】

本市を代表する米、ねぎ、ブルーベリー、芝等の特産品について、農業者やJA等の関係者とともに、栽培や品質の管理を徹底する等の生産力を高める取り組みを推進するとともに、その魅力を広くPRす

ることで、特産品の認知度を向上させていきます。

### 具体的施策 3-2-3 6次産業化の推進

#### 【施策の概要】

「つくば市6次産業化推進戦略」に基づき、本市を代表する優れた産品として市が認定する「つくばコレクション」となるような農産加工品の開発や安定的な販路の確保に向けた取り組みを積極的に支援していきます。

### 具体的施策 3-2-4 つくばワイン・フルーツ酒特区の推進

#### 【施策の概要】

2017年12月に国から認定を受けた「つくばワイン・フルーツ酒特区」を活用し、新たな担い手を確保し、ワイン産業を確立させます。そのために、果樹栽培や加工・販売施設の整備促進等の生産に関する支援、さらに地域の産業や観光の活性化につながるような施策の展開を計画的に進めていきます。

## 基本施策 3-3 市民が積極的に関わる農業の推進

### 具体的施策 3-3-1 市民が積極的に関わる農業の推進

#### 【施策の概要】

生産地と消費地が共存する本市において、幅広い世代の市民に対して、生産から加工・消費までの一連の作業を体験できる農業イベントや出前講座など農業との多様なつながりを、既存の取り組み者と連携しながら創出していきます。また、SNS等により情報発信する農育・食育を推進することにより市民が本市農業に関心を持ち、理解を深め、暮らしの中で市産農産物の生産、消費に積極的に関わることができるよう取り組んでいきます。



## 基本方針（４）スマート農業の推進

先端技術を活用した生産性の高いスマート農業を推進していきます。

### 基本施策 4-1 スマート農業の推進

#### 具体的施策 4-1-1 先端技術等の導入促進

##### 【施策の概要】

関係機関等と連携を確立しながら、農業者それぞれのニーズや課題に対応する手段として、ロボット・AI・IoT等の先端技術や省力化技術について、研修機会の創出や情報提供、農業者と関係機関の交流の促進等を実施し、導入を推進していきます。

#### 具体的施策 4-1-2 農業スタートアップの支援

##### 【施策の概要】

農業者と連携し、先端技術の開発・普及に取り組む企業が活躍できる環境整備や、農業ビジネスを起業する者への情報提供などの、多様な支援をしていきます。

## 第4章 計画の推進

### 1 各主体の役割

本計画に基づく各種施策を展開し、『多様な力がつながり実現する持続可能な農業』を実現するためには、市をはじめ、国や県の行政機関、農業者やJA等の農業関係団体、さらに、多くの市民や事業者、研究機関や大学など、さまざまな主体が計画の趣旨や内容を理解し、協力・連携しながら計画推進に関わっていく必要があります。

そのため、農業者や農業関係団体、事業者、研究機関等、市民及び市行政の基本的役割を次のように設定します。

#### (1) 農業者・農地所有者の役割

安全・安心な農産物を持続的に生産・供給する基本的な役割を担います。また、経営の安定した魅力ある農業を実現するとともに、市民が本市農業の魅力の理解を深める機会を提供します。さらに、農地や農地を取り巻く環境が市の貴重な財産であり、次の世代につなげる必要があることを認識し、市民や行政、農業関係団体等と協力・連携しながら積極的な農地の集積・集約化及び有効利用に努めます。

#### (2) 農業関係団体の役割

JA等の農業団体は、農業者の農業経営を総合的に支援し、農業者や関係機関、市民等と連携しながら、本計画の実現に主体的に取り組むとともに、市の事業に積極的に参加・協力する役割を担います。

#### (3) 事業者の役割

食料品の加工、流通又は販売に関わる事業者は、市産農産物を積極的に取り扱うよう努め、本市が推進する地産地消、安全・安心な食の提供に貢献する役割や、6次産業化の推進に向けた農業者との連携・協力する役割を担います。

また、先端技術の開発に関わる事業者は、研究機関等とも連携して、スマート農業の推進に寄与し、生産性の向上や作物の品質向上などに取り組む役割を担います。

#### (4) 研究機関や大学の役割

研究機関や大学は、農業生産における新たな技術開発や普及促進に努めるとともに、農業者や関係機関、事業者等と連携し、本市農業の持続的発展に協力する役割を担います。

#### (5) 市民の役割

市民は、市産農産物を積極的に消費し、地産地消を支えるとともに、農業体験や保全活動など農業者等との交流を通じ、国土保全や水源涵養など農業が持つ多面的機能に対する理解を自ら深めるなど様々な形で、本市農業と農業を取り巻く環境の維持に寄与すること

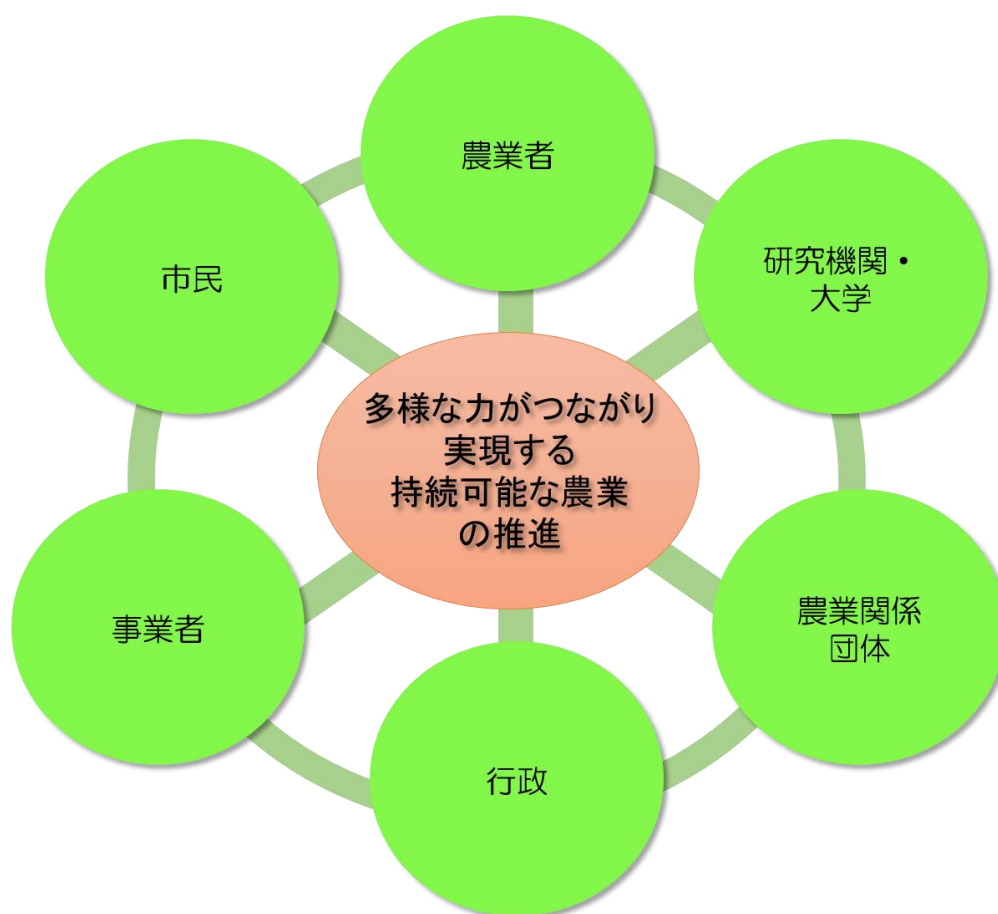
を暮らしの中で実践する役割を担います。

### (6) 市の役割

市は本計画の趣旨や内容に沿った施策の展開及び支援について、多様な主体とともに具体的な推進方策等を示し、計画を着実に実施していきます。また、各種媒体を活用して、本計画の内容をはじめとする各種農業に関する情報について広く関係者に周知する役割を担います。

## 2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力しながら推進していきます。また、市として施策ごとに政策部門や財政部門、商工・観光振興部門など関係各部課との連携強化を図り計画を推進しやすい体制を整えます。



### 3 計画の達成目標の設定と検証

本計画の最終年度となる2024年度までの達成目標を次のとおり設定します。

また、これら目標の達成状況を評価・検証し、変化する社会情勢に対応しながら、本計画が掲げる目指すべき『多様な力がつながり実現する持続可能な農業』の実現にむけた施策の進行管理に努めます。

達成目標項目	2019年度	2024年度	備考
基本方針1 ひとの確保・育成			
認定農業者数	298 経営体	350 経営体	認定農業者数
新規就農者数	5 人（年間）	25 人(累計※1)	次世代人材育成投資資金及び新規就農者経営支援補助金の受給者合計数
基本方針2 農地や環境の保全・有効活用			
グリーンバンク登録農地の貸借面積	47.4ha	81.0ha	市が仲介斡旋したグリーンバンク登録農地での賃借契約の成立面積
基本方針3 特徴ある地域農業の確立			
地産地消レストラン数	41 店舗	150 店舗	地産地消推進レストラン認証制度
農業体験・交流者数	16,141 人	18,000 人	市が関与した農業体験等での交流者数。(農産物フェア含む)
基本方針4 スマート農業の推進			
スマート農業の実証実験数	—	5 件（累計※1）	市が斡旋等の関与をした新規性のあるスマート農業の実証実験数

※1 2020年度からの累計数



## 資 料 編

## 1 策定懇話会委員と策定経過

## (1) 第2次つくば市農業基本計画策定懇話会委員

役 職	氏 名	所 属
座 長	納口 るり子	筑波大学生命環境系 国際地縁技術開発科学専攻教授
副座長	小久保 貴史	つくば市議会議員
委 員	高谷 榮司	つくば市農業委員会 会長
委 員	横田 伊佐夫	令和元年度つくば市谷田部農業協同組合代表理事組合長
委 員	中島 俊光	令和2年度つくば市谷田部農業協同組合代表理事組合長
委 員	岡本 秀男	つくば市農業協同組合 代表理事組合長
委 員	石田 真也	農業経営士
委 員	小辻 孝輔	青年農業士
委 員	吉葉 由子	女性農業士
委 員	今村 ことよ	ビーズニーズヴィンヤーズ代表
委 員	久保 洋一	令和元年度茨城県県南農林事務所 つくば地域農業改良普及センター センター長
委 員	矢島 めぐみ	令和2年度茨城県県南農林事務所 つくば地域農業改良普及センター センター長
委 員	伊藤 文也	市民委員
委 員	川上 和浩	市民委員
委 員	鈴木 聡	市民委員

(敬称略：順不同)

## (2) 策定経過

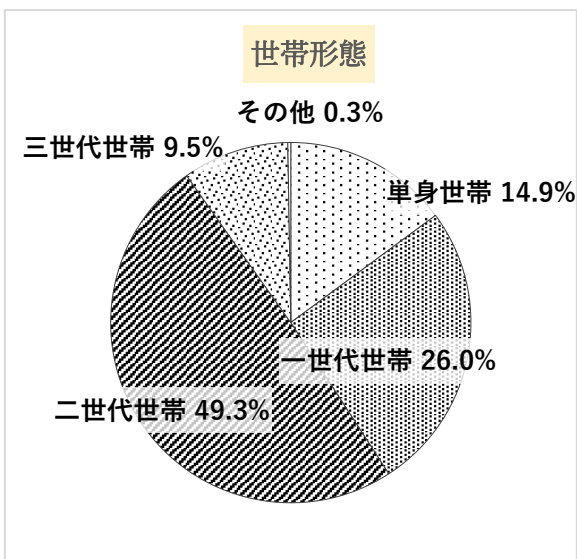
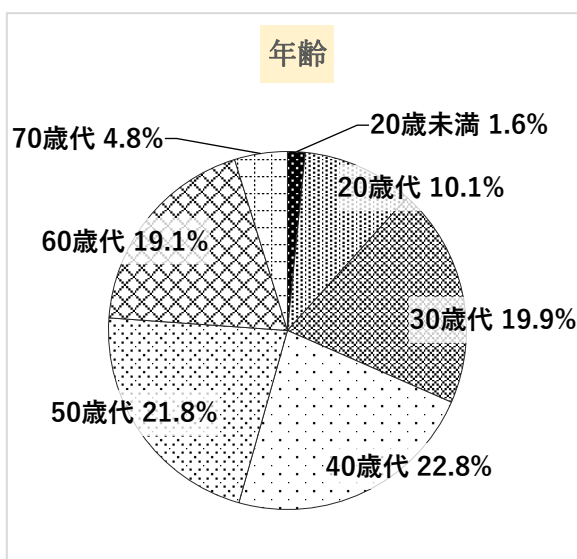
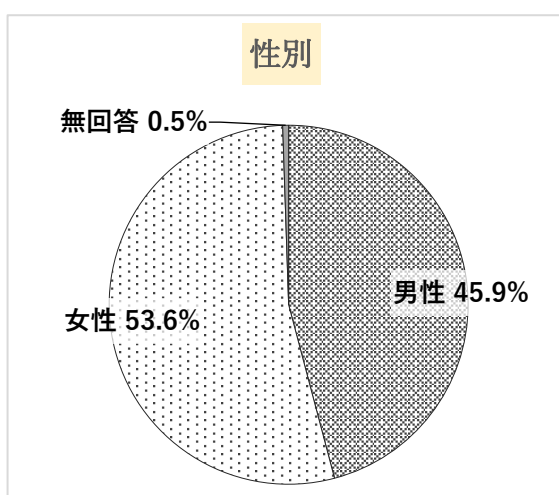
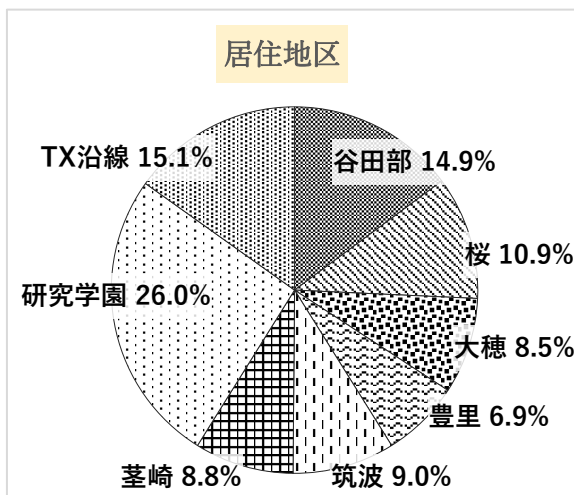
令和元年（2019年） 9月10日	第1回 第2次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第2次つくば市農業基本計画の策定について ・つくば市の農業政策に関する現状把握について ・アンケート調査について ・意見交換
令和元年（2019年） 11月～12月	市民アンケート調査（市民：1,000人） 農業者アンケート調査（農業者：5,028人）
令和元年（2019年） 12月19日	第2回 第2次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・市民アンケート・農業者アンケートの結果について ・現計画の評価検証について ・現計画の評価検証を踏まえた課題について ・主な論点に関する意見交換
令和2年（2020年） 3月11日	第3回 第2次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第2次つくば市農業基本計画懇話会論点整理について ・第2次つくば市農業基本計画骨子案について
令和2年（2020年） 8月27日	第4回 第2次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第2次つくば市農業基本計画案について
令和2年（2020年） 10月～ 月	パブリックコメントの実施
令和2年（2020年） 11月 日	第5回 第2次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・市民の意見に基づく最終案の決定について
令和2年（2020年） 月 日	計画の決定

## 2 市民・農業者アンケート調査結果

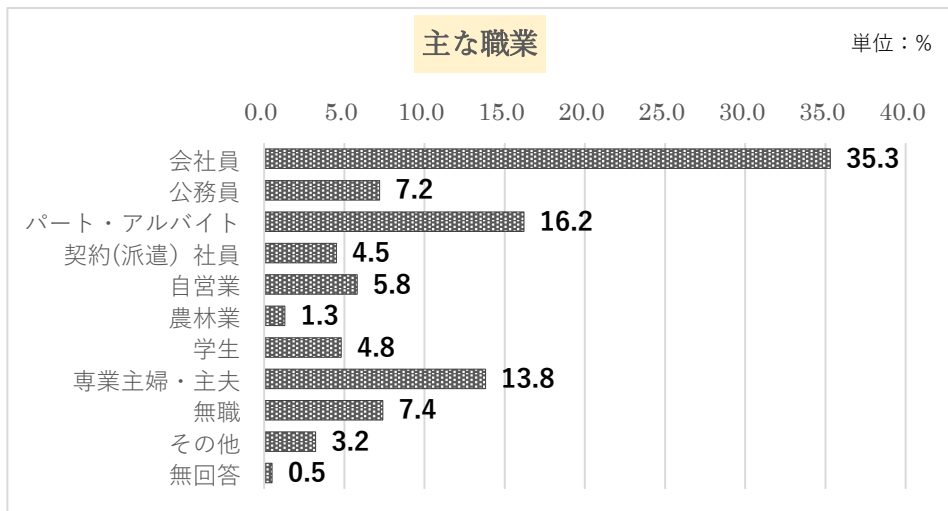
### (1) 市民アンケートの結果

項目	市民アンケート調査
目的	本調査は、第2次つくば市農業基本計画の策定にあたり、普段の農産物の購入状況やつくば市産農産物の購入意向、地産地消の推進に関する意向を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的として実施した。
対象	住民基本台帳に記載された18歳～70歳までの男女1,000人を無作為抽出。
方法	郵送配布・郵送回収。希望者はWEB回答も可とする
配布数	1,000部
回収数	377部（WEB回答101・郵送回答276）
期間	令和元年（2019年）11月14日～11月29日

#### ① 地区・性別・年齢・職業・世帯構成（総数N=377）

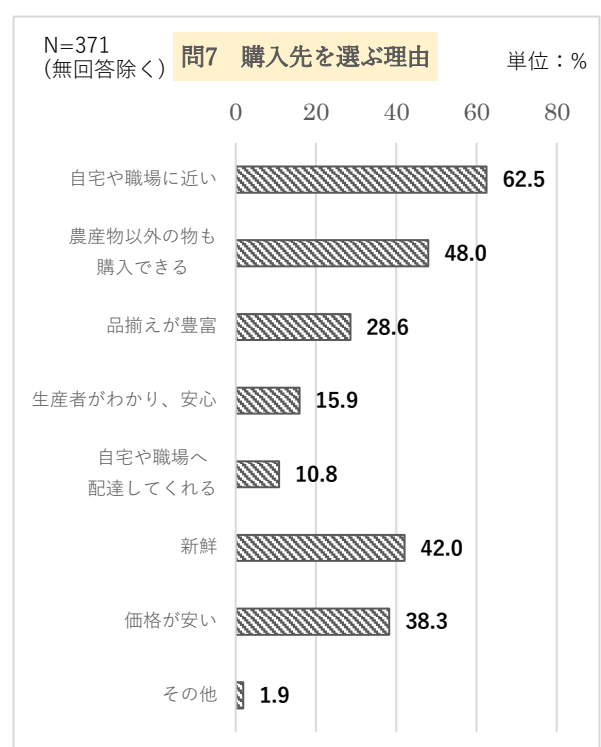
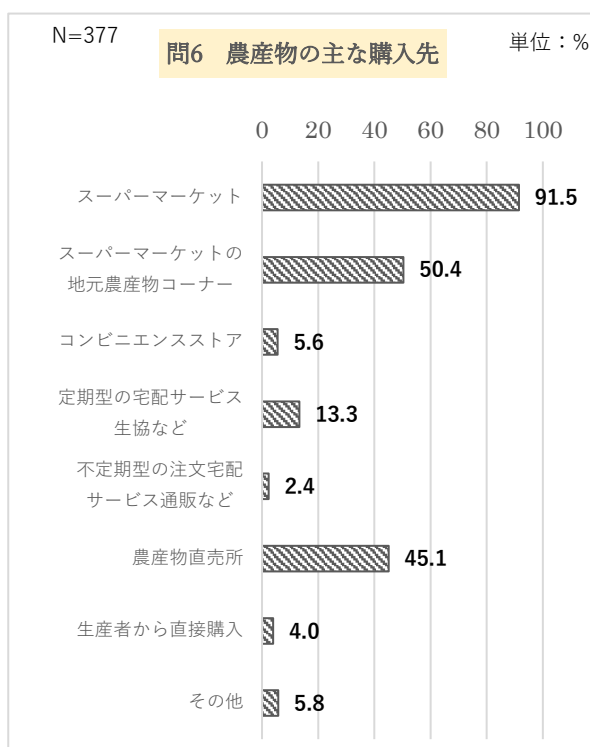


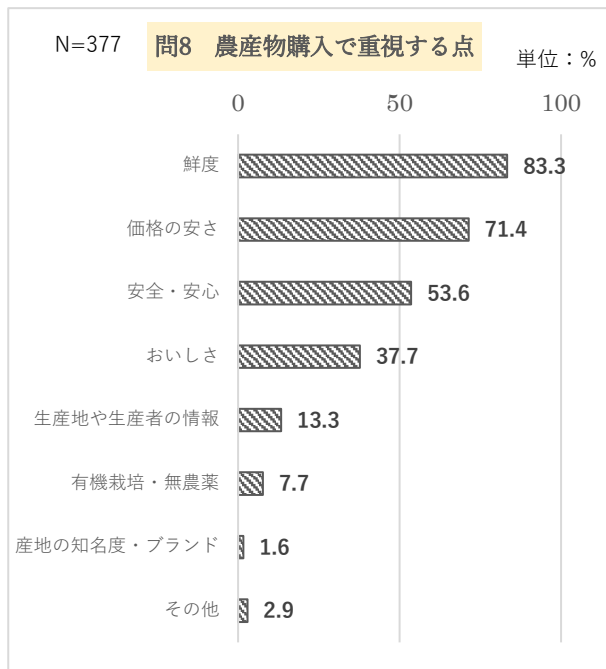




② 農産物の購入状況（購入先・理由・重視する点）＜複数回答3つまで＞

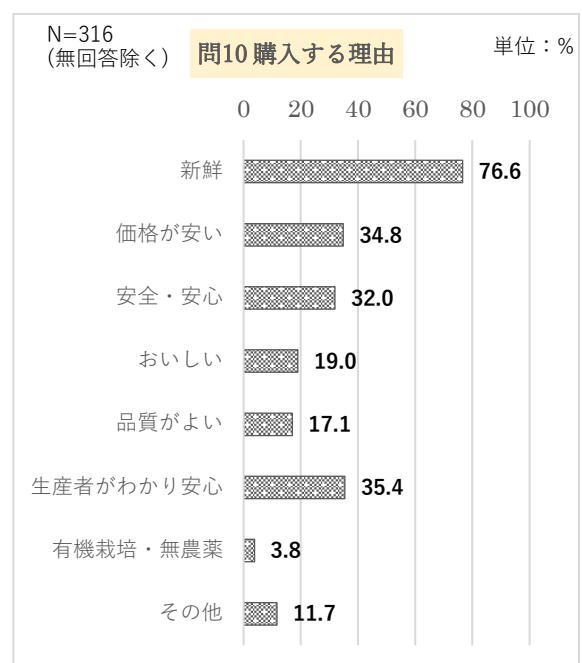
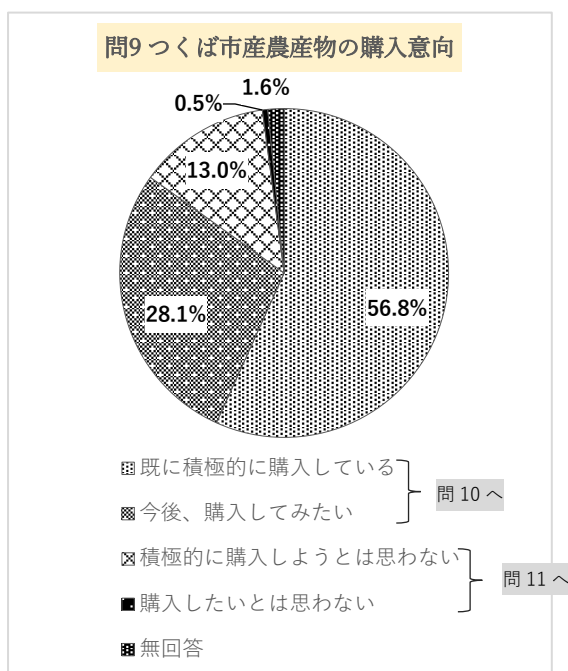
- ・ 農産物の主な購入先として最も多いのが「スーパーマーケット」で91.5%であり、「スーパーマーケット内の地元農産物コーナー」が50.4%、「農産物直売所」が45.1%と続いている。次いで「定期型宅配サービス」が13.3%となっている。
- ・ 購入先を選ぶ理由としては「自宅や職場に近い」が62.5%、「農産物以外の物も購入できる」が48.0%と利便性に関する理由が多いことがわかる。
- ・ 農産物購入で重視する点としては、「鮮度」が83.3%、「価格の安さ」が71.4%、「安全・安心」が53.6%となっている。一方で、「産地の知名度・ブランド」は1.6%、「有機栽培・無農薬」は7.7%、「生産地や生産者の情報」が13.3%と付加価値的要素を重視する回答者の割合は低くなっている。

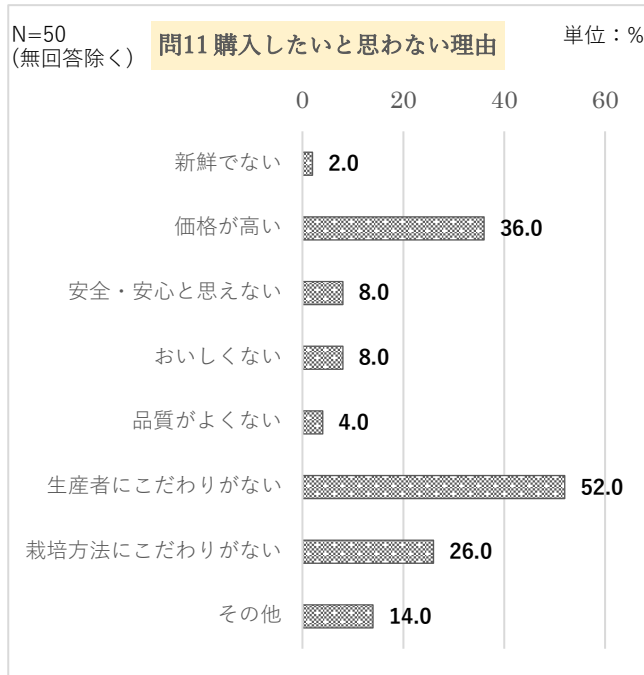




### ③ つくば市産農産物の購入意向<問 10・問 11 は複数回答 3 つまで>

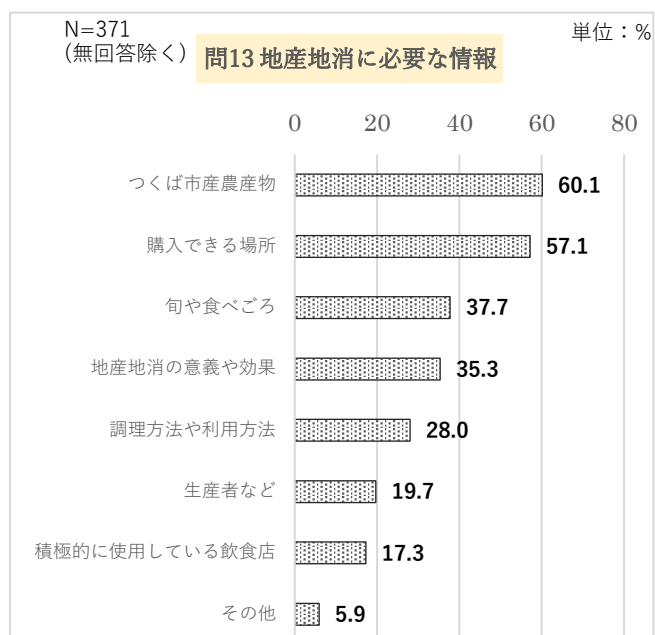
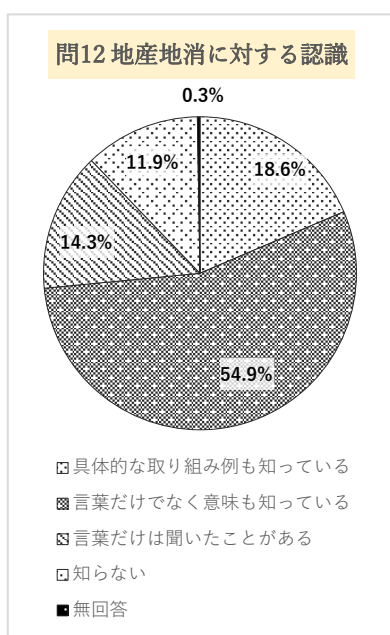
- つくば市産農産物の購入意向について、購入に対して積極的・肯定的な回答が合わせて 84.9%、消極的・否定的な回答が合わせて 13.5%となった。
- つくば市産農産物の購入する理由としては、「新鮮」との回答が 76.6%で最も多く、次いで「生産者がわかり安心」「価格が安い」「安全・安心」との回答が多くなっており、問 8 の回答に対応している様子が見える。一方、購入したいと思わない理由としては、「生産者にこだわりがない」とする回答が最も多く、次いで「価格が高い」という回答が多かった。とりわけ、生産者・栽培方法に「こだわりがない」という回答が多いことから、つくば市産農産物とはいえ、農産物購入で重視する点を満たしているとは限らないという認識を持つ層が一定数いることがわかる。





④ 地産地消について〈問 13・問 14 は複数回答 3 つまで〉

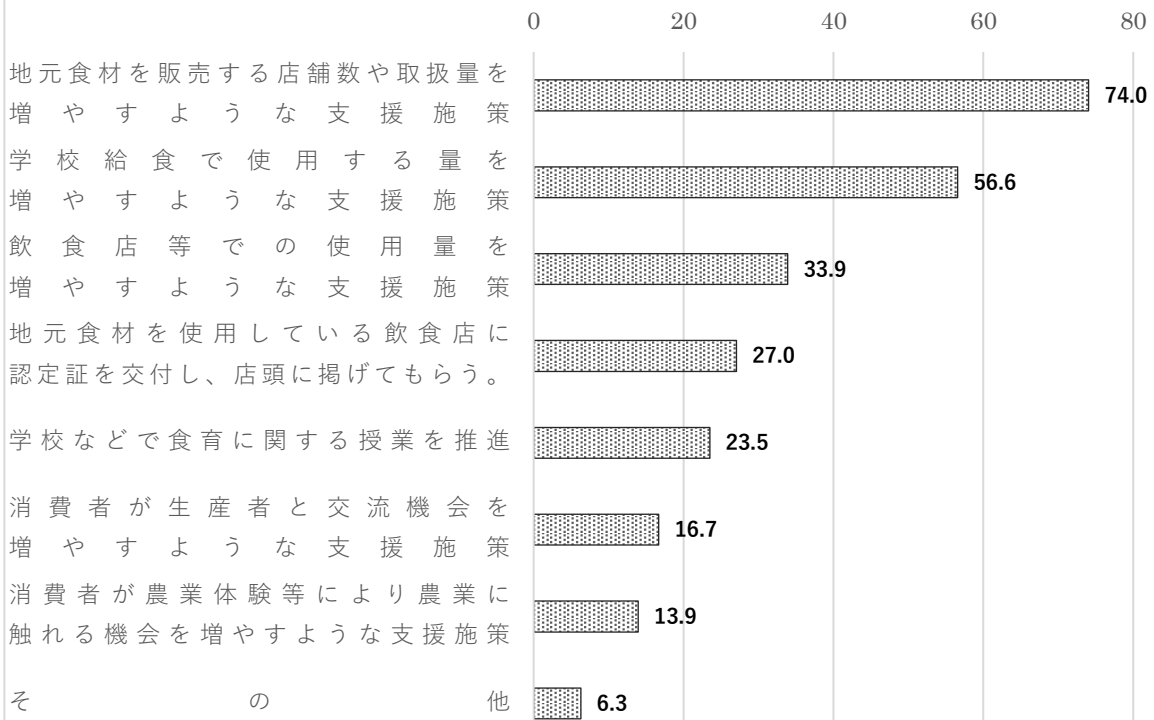
- ・ 地産地消に対する認識としては、「知らない」との回答は 11.9%であり、言葉としては認知されている状況である。一方、「具体的な取り組み例も知っている」とするのは 18.6%にとどまっており、取り組みについてのさらなる周知が必要である。
- ・ 地産地消を進めるために必要な情報としては、「つくば市産農産物」「購入できる場所」についての情報を求める声が多く、「旬や食べごろ」「調理方法や利用方法」などを求める声も多い。また、「地産地消の意義や効果」という根本的な必要性についての情報を求める声も多い。
- ・ 地産地消に向けた取り組みとしては、販売店舗・給食・飲食店などで実際に「取扱い・使用料を増やす」という意見が多く、特に食材の販売店舗の役割が重視されていることがわかる。また、給食や食育などにより、子どもたちへのアプローチも重視されている。



N=366  
(無回答除く)

問14 地産地消に向けた取り組み

単位：%

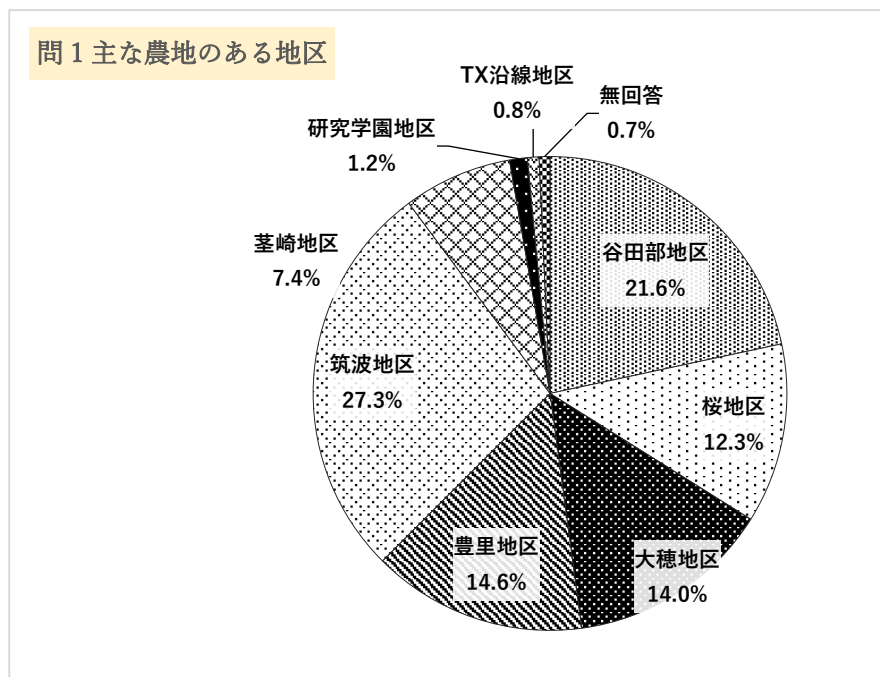


## (2) 農業者アンケートの結果

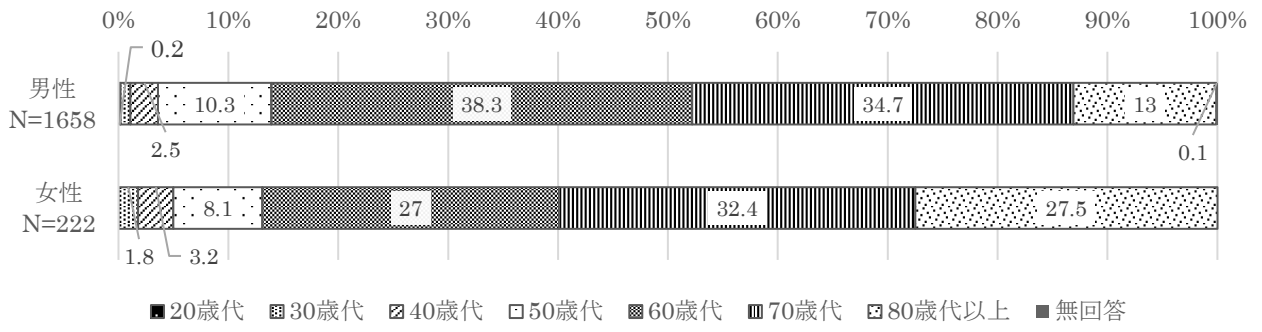
項目	農業者アンケート調査
目的	本調査は、第2次つくば市農業基本計画の策定にあたり、農業経営について現在の状況や今後の方向性、農業後継者の有無、市の農業施策のあり方に関する意向を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的として実施した。
対象	つくば市内に30アール以上の農地を耕作もしくは所有している方（世帯）
方法	郵送配布・郵送回収。希望者はWEB回答も可とする
配布数	5,028部
回収数	1,899部（WEB回答85・郵送回答1,814）
期間	令和元年（2019年）11月21日～12月3日

### ① 地区・性別・年代

- ・ 主に耕作もしくは所有している農地について「筑波地区」との回答が最も多く「谷田部地区」「豊里地区」「大穂地区」と続いている。「TX沿線地区」・「研究学園地区」との回答はごくわずかであった。
- ・ 回答者の性別は、男性87.3%、女性が11.7%となっている。
- ・ 回答者の年代は、60歳代以上で約85%以上を占める結果となり、農業者の高齢化が顕著である。農家形態別でも同様の傾向である。

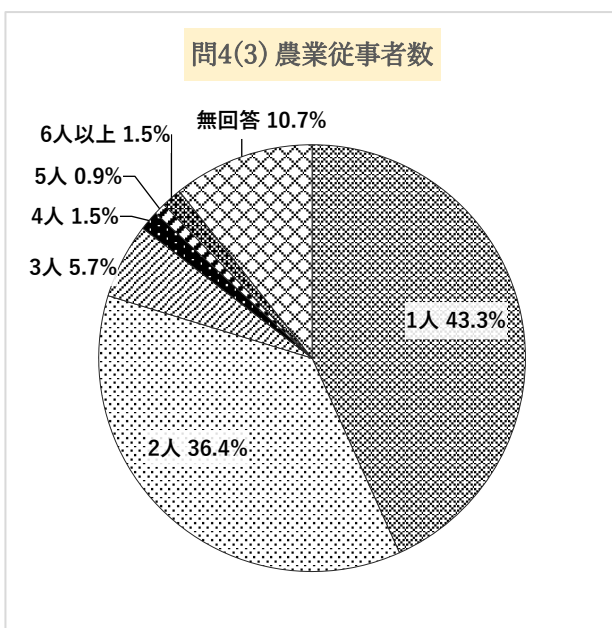
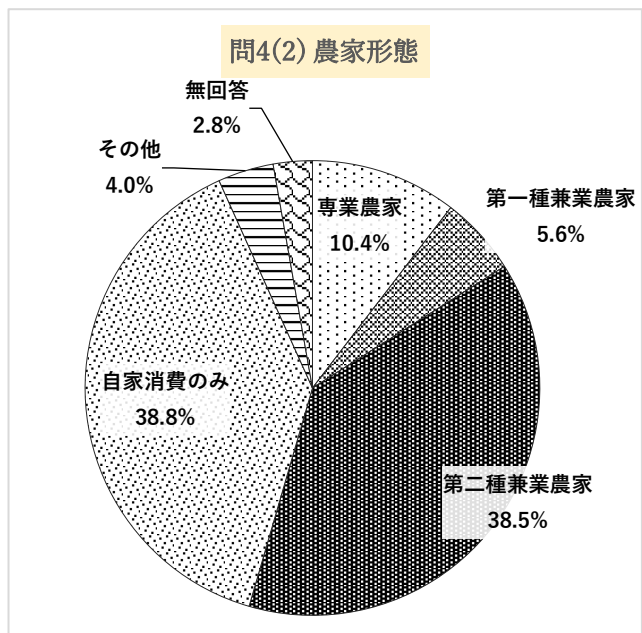
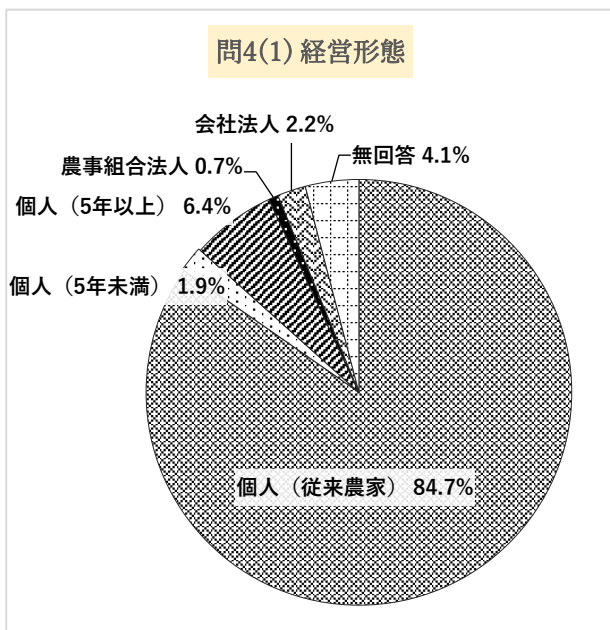


問2・3 性別・年代



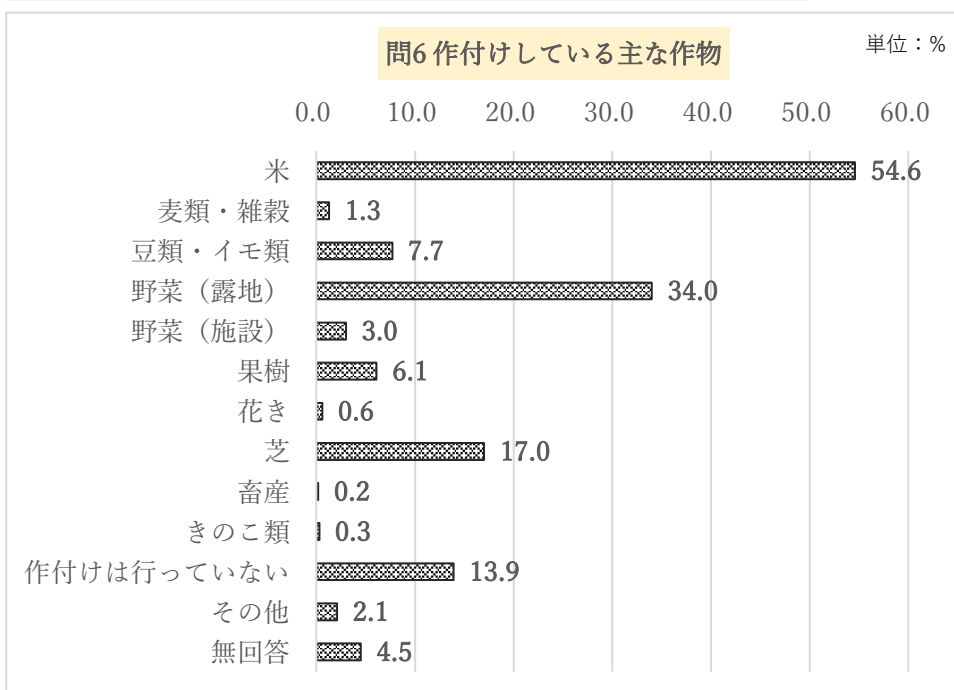
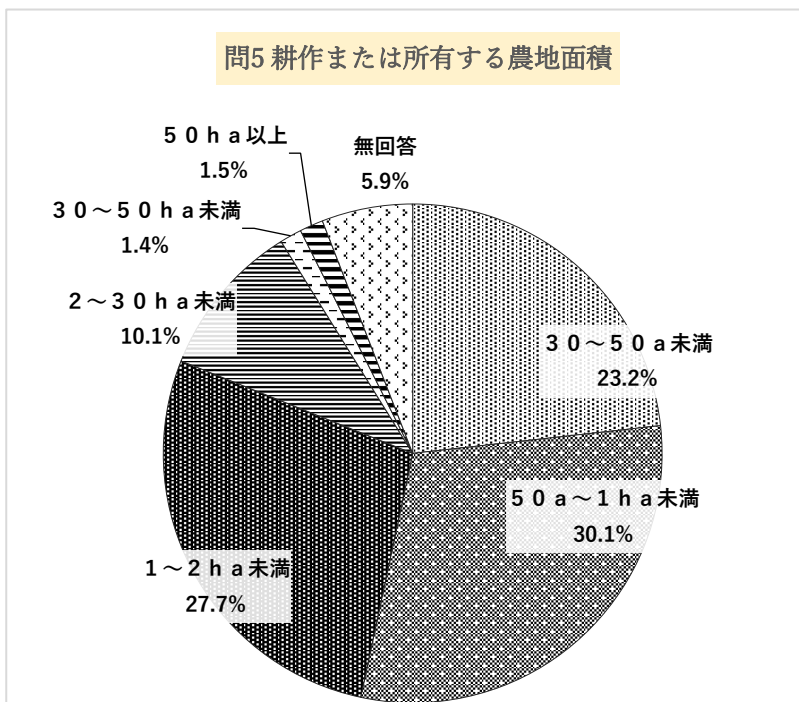
## ② 経営形態・農家形態・農業従事者数

- ・ 農業の経営形態としては、従来の個人農家が全体の90%以上を個人農家が占めている。法人として農業をしているのは全体の2.9%にとどまっている。また、新規就農5年未満の個人農家は1.9%（37戸）であった。
- ・ 農家形態としては、「専業」「第一種兼業」「第二種兼業」で約54.5%となっており、半数以上の農家は営農を行っていると思われる。
- ・ 農家の農業従事者数については、「1人」または「2人」とする回答で、全体のほぼ80%となっており、小規模な農家がほとんどである。



### ③ 農地面積・主な作物<問6は複数回答3つまで>

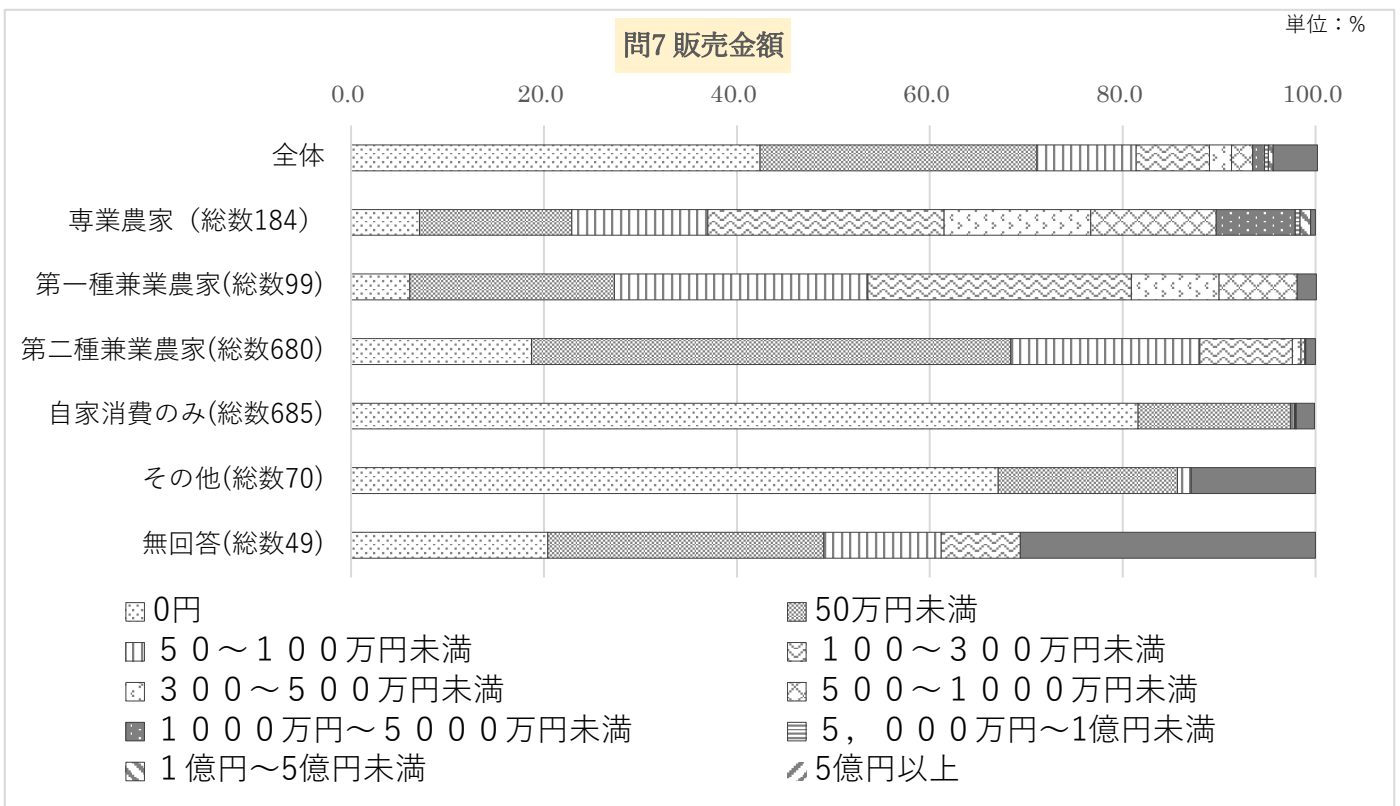
- 耕作または所有する農地面積について最も割合が多かったのは「50a～1ha未満」の30.1%であった。2ha未満の農家が全体の約8割を占めている。一方で、「30～50ha未満」が1.4%、「50ha以上」が1.5%となっており、大規模農家も存在感を示している。
- 作付けしている主な作物について複数回答で尋ねたところ、「米」との回答が54.6%と突出しており、次に「野菜（露地）」が34.0%で続いている。全国一の生産を誇る「芝」は全体の17%となっており、「豆類・イモ類」7.7%、「果樹」6.1%となっており、多様な農業生産がおこなわれている様子がうかがえる。





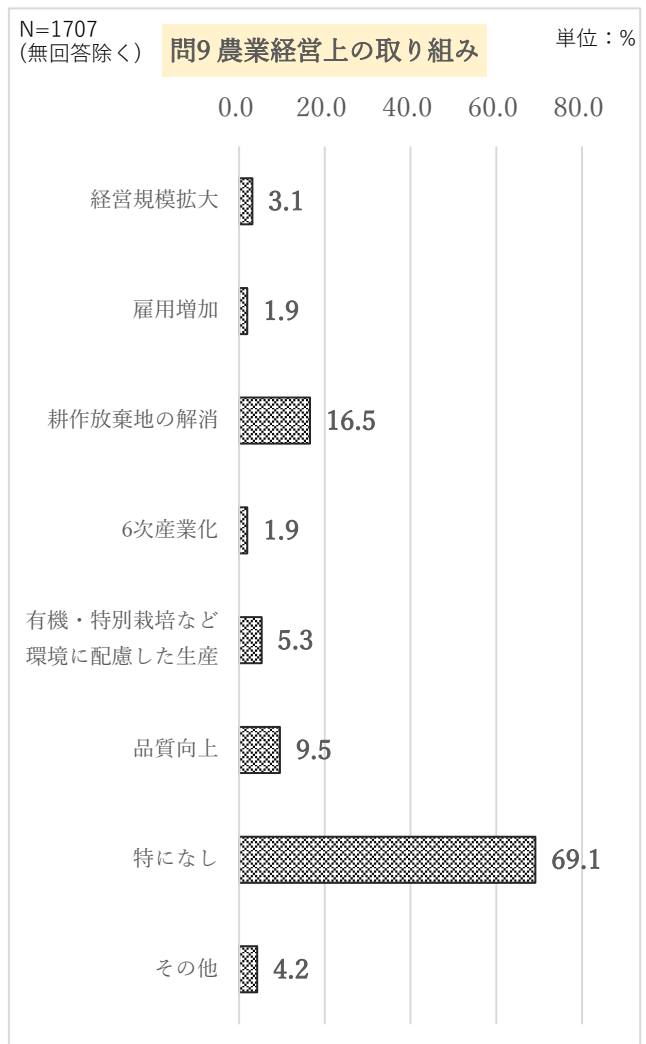
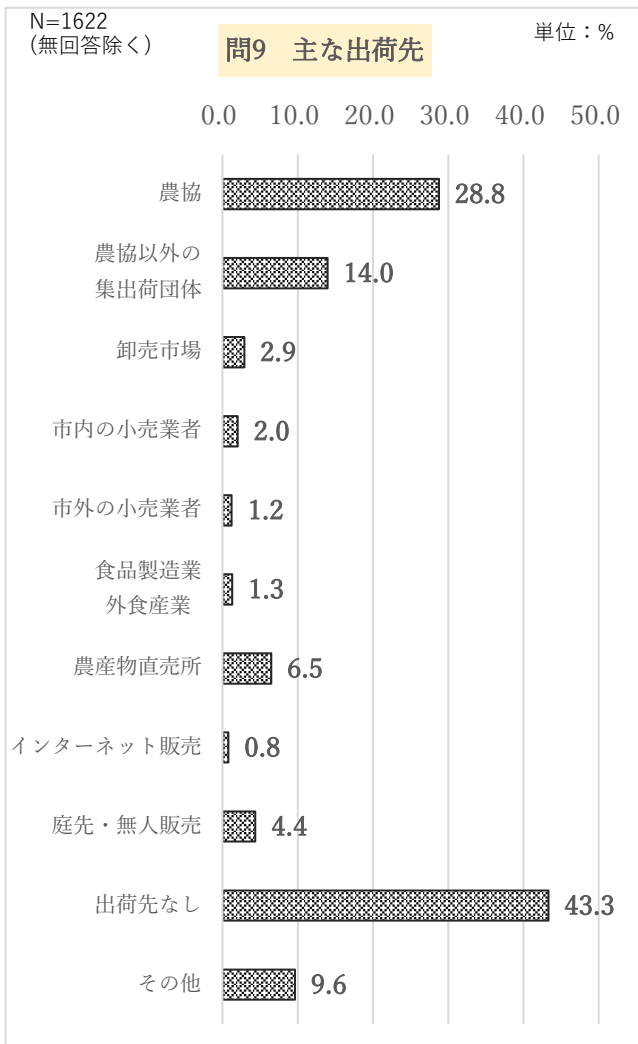
#### ④ 販売金額<農家形態別>

- ・ 年間の販売金額については、全体では「0円」との回答が42.4%で最も多く、続いて「50万円未満」が28.7%、「50~100万円未満」が10.3%と、80%以上の農家が100万円未満という状況である。
- ・ 専業や兼業農家に絞ってみると、全体の状況よりは販売金額が高い農家の割合が大きくなっている。ただし、専業農家においても「1000万円~5000万円未満」という農家がいる一方で、専業農家の37%が「100万円未満」と回答しており、積極的な営農をしても必ずしも収入に結びついていない状況がある。



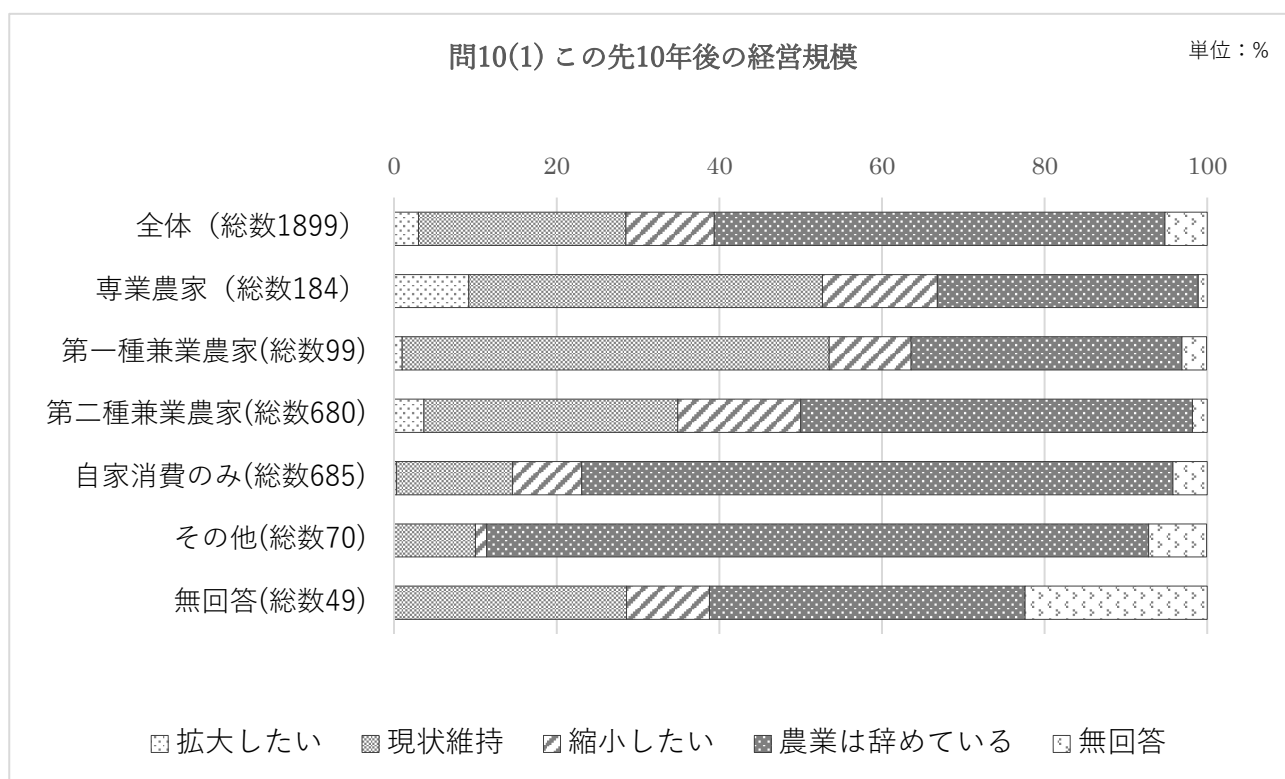
### ⑤ 主な出荷先・経営上の取り組み<複数回答3つまで>

- ・ 主な出荷先について複数回答で尋ねた。出荷先としては「農協」との回答が28.8%と最も多く、続いて「農協以外の集出荷団体」が14.0%であった。「農産物直売所」は有効回答全体の6.5%が回答している。また、「庭先・無人販売」も4.4%と少なくない回答が得られた。「その他」の回答については、芝生産農家の「芝業者への販売」との回答が多かった。
- ・ 農業経営での取り組みについて複数回答で聞くと、「特になし」との回答が69.1%と群を抜いている。次に「耕作放棄地の解消」が16.5%と続いている。経営向上のための実際的な取り組みとして挙げたのは「品質向上」の9.5%がトップであり、他には「有機・特別栽培など環境に配慮した生産」「経営規模拡大」などが挙げられている。



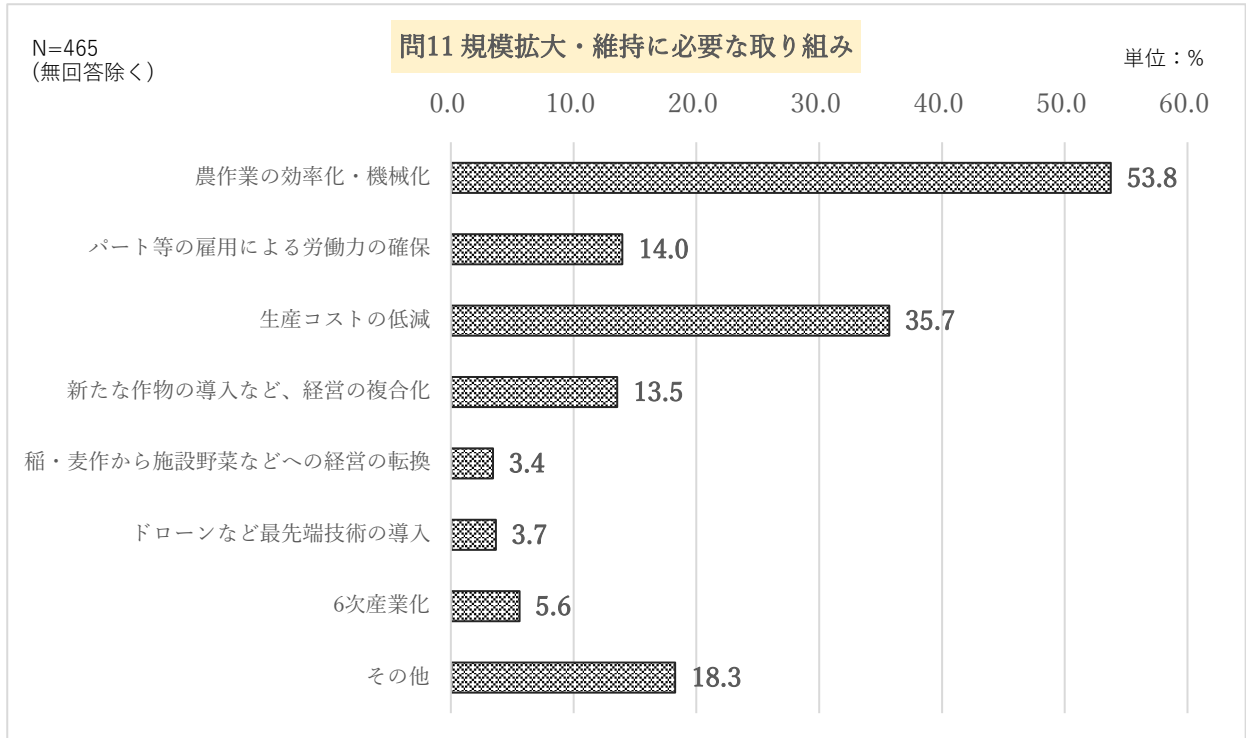
## ⑥ 10年後の経営規模

- ・ 今後10年の経営規模の意向については、全体としては縮小または廃農意向が多くなっている。
- ・ 個人の農家形態別にみると、専業農家や第一種兼業農家においても、約半数は縮小または廃農の意向を示している。拡大意向については、「拡大したい」と回答した個人農家45戸のうち、専業農家が17戸、第二種兼業農家が25戸となっている。
- ・ 「自家消費のみ」や「その他」においては廃農の意向が圧倒的であり、その農家の持つ農地を扱うのが耕作放棄地対策や、農地集約、大規模化の上で重要になると考えられる。



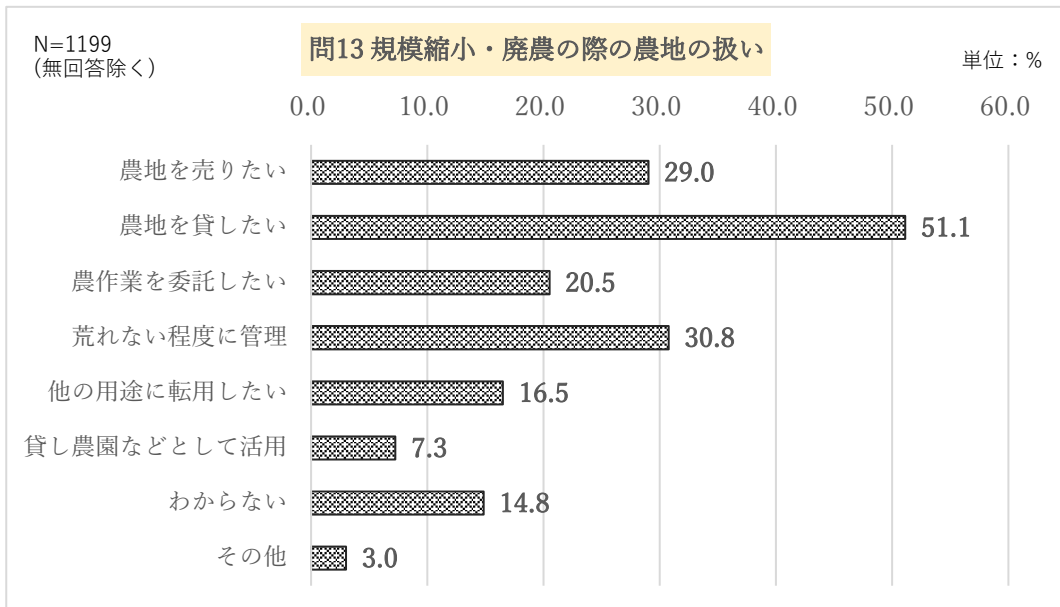
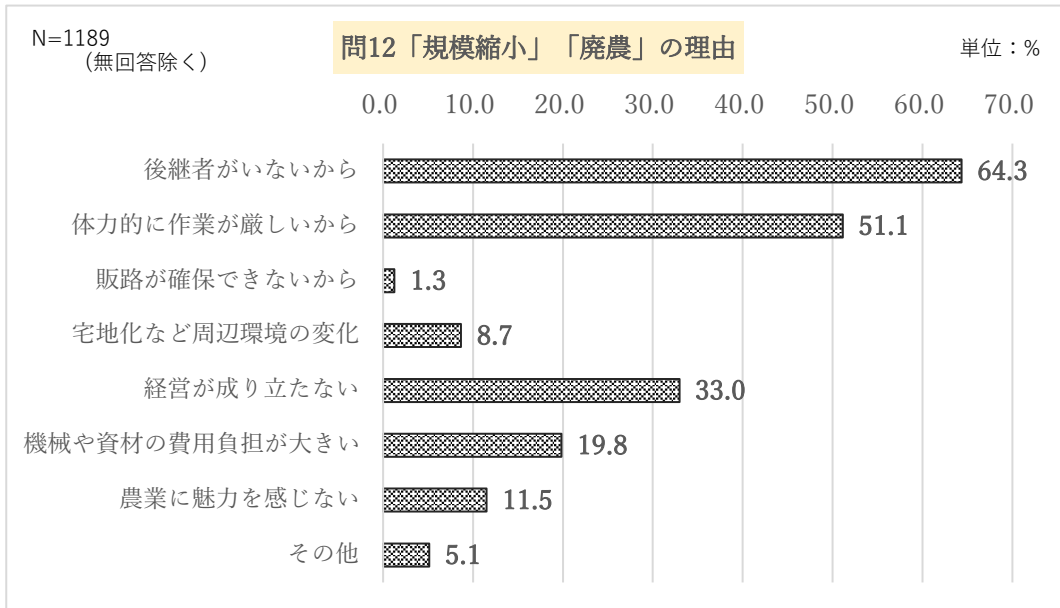
⑦ 規模拡大・現状維持への取り組み<問11は複数回答3つまで>

- 規模拡大、維持に必要な取り組みを複数回答で尋ねると、「農作業の効率化・機械化」が53.8%、「生産コストの低減」が35.7%であり、効率的な農業経営が必要条件と捉えられているのがわかる。また、「労働力確保」といった根本的な取り組みや、「経営の複合化」などの意見も無視できない。



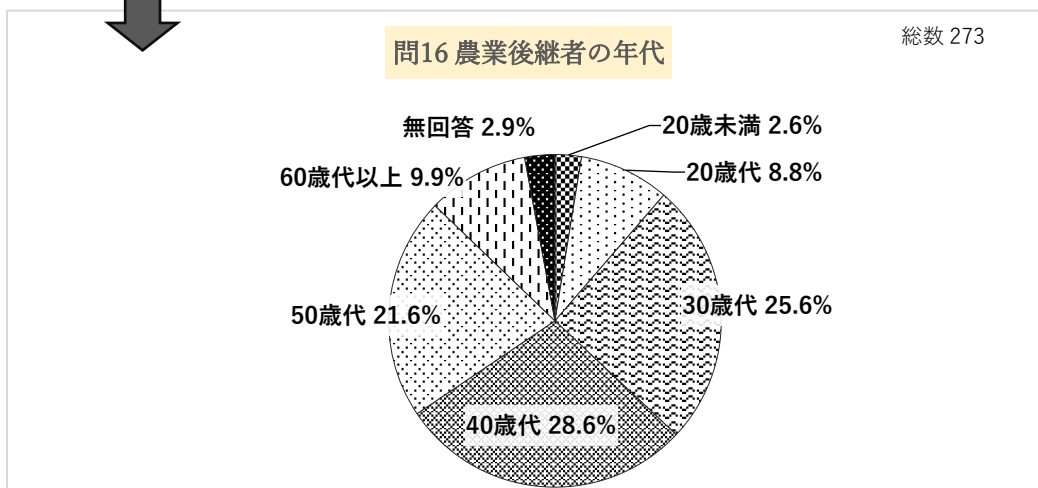
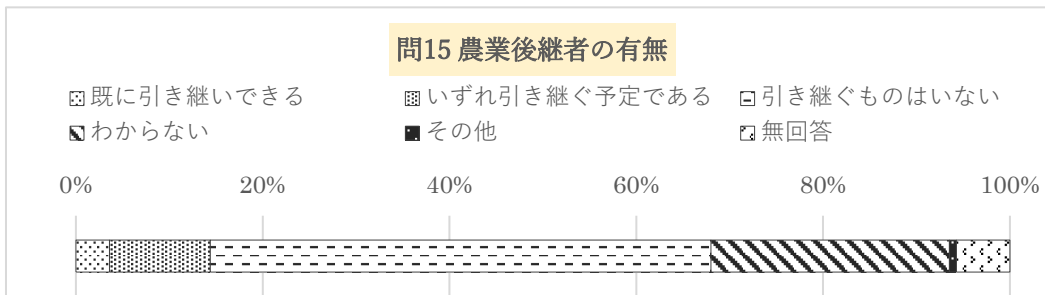
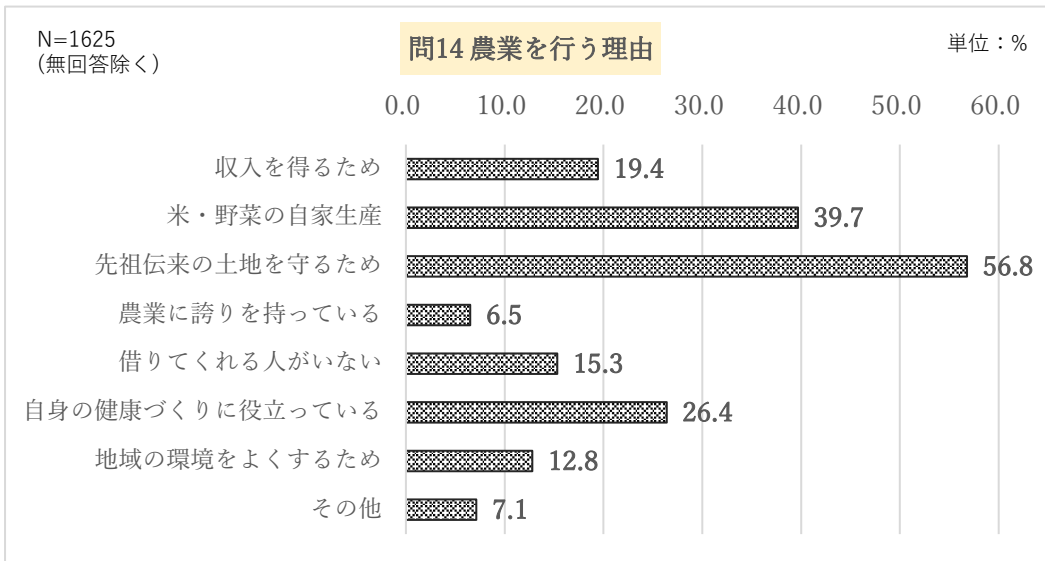
### ⑧ 規模縮小・廃農の理由と農地の扱い 問12・13は複数回答3つまで

- 縮小や廃農の理由については「後継者がいない」「体力的に厳しい」という担い手、労働力に関する理由が多い。また、「経営が成り立たない」「費用負担が大きい」とする経営上の理由も多くなっている。「宅地化など周辺環境の変化」などの理由も無視できない。
- 縮小や廃農後の農地の扱いについては、「売りたい」「貸したい」「委託したい」「荒れない程度に管理」など、農地としての活用・保全を志向する意見が多い。また、「他の用途に転用」という意見も16.5%にのぼっている。「わからない」とする意見も14.8%からあがっており、縮小・廃農後の農地の扱いについて具体的な情報提供が必要と考えられる。



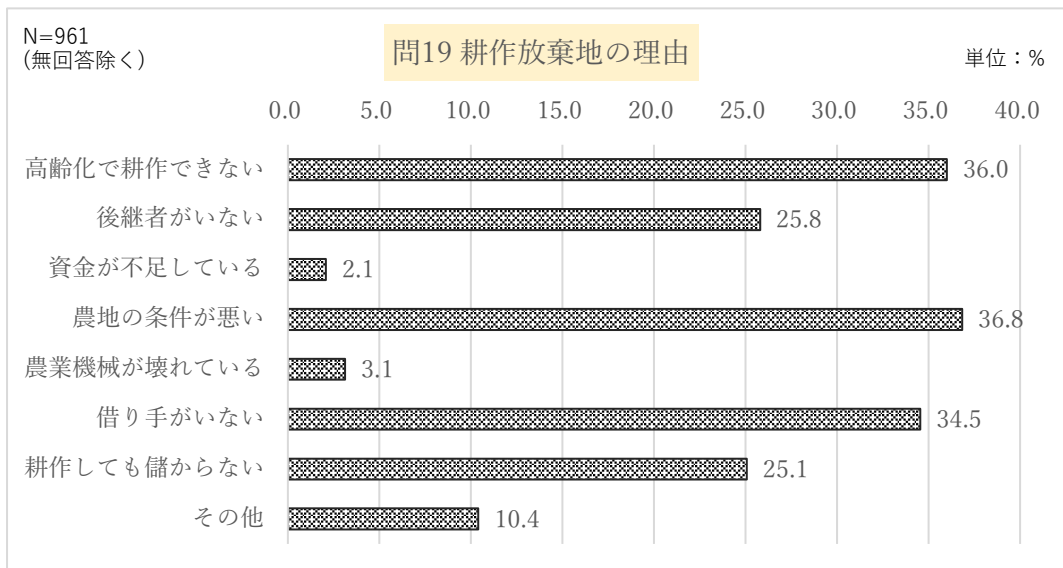
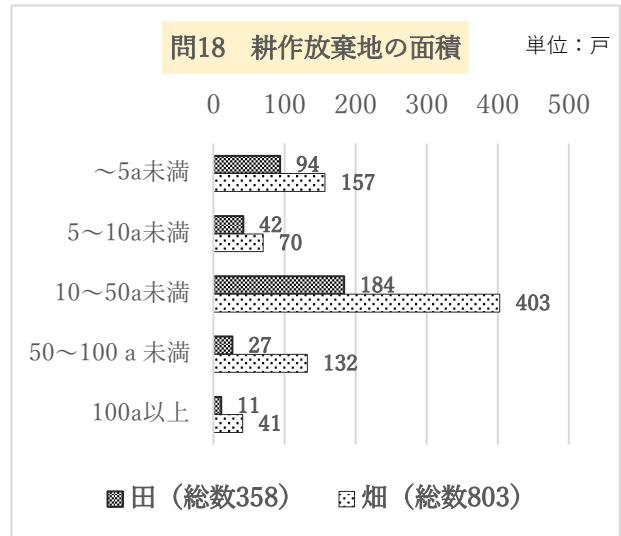
### ⑨ 農業を行う理由<複数回答3つまで>・農業後継者の状況

- ・ 農業を行う理由については、「先祖伝来の土地を守る」が56.8%、「米・野菜の自家生産」が39.7%であった。経営の根本的な目的といえる「収入を得るため」は19.4%にとどまっている。土地を守る、健康づくり、地域環境づくりとなど、多くの農家が収入以外の動機によって農業を行っていることがわかる。
- ・ 農業後継者については、農業後継者の見通しが立っているのは14.4%にとどまっている。その内訳は「40歳代」の28.6%が中心として「20歳未満」から「60歳代以上」まで幅広い年代にまたがっているのがわかる。



⑩ 耕作放棄地の現状<問 19・20 は複数回答 3 つまで>

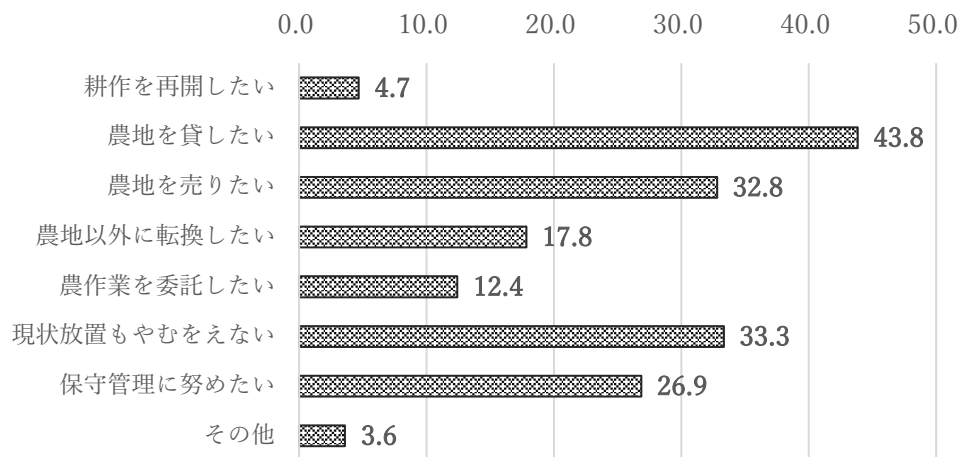
- 耕作放棄地の有無について、半数を超える53.3%の農家が「ある」と答えている。又、その面積としては田畑の両方で、「10～50a 未満」レンジの回答が最も多かった。
- 耕作放棄の理由については、「高齢化」「後継者不足」「借り手不足」といった労働力の問題が多く挙げられている。また、「条件が悪い」とする理由も36.8%となっており、条件面の整備の余地も検討が必要である。「耕作しても儲からない」とする意見も25.1%と多く、経営面でのサポートが必要である。
- 耕作放棄地への対処としては、「貸したい」「売りたい」「保守管理」など、農地としての活用・保全を志向する声が多いが、「放置をやむを得ない」とする意見も33.3%となっており、耕作放棄地の常態化が危惧される状況である。



N=942  
(無回答除く)

問20 耕作放棄地への対処方法

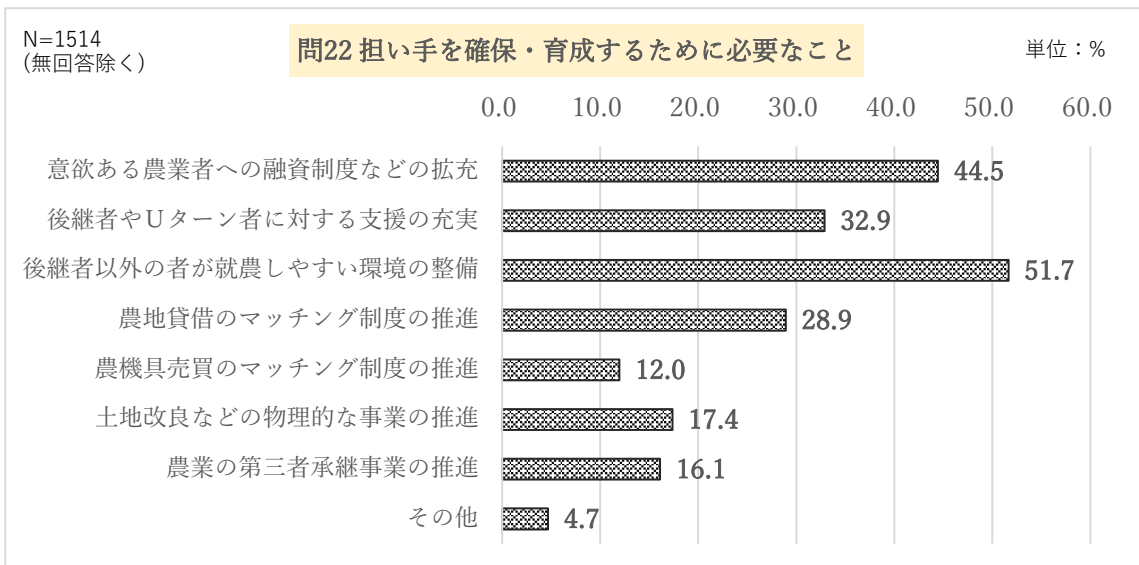
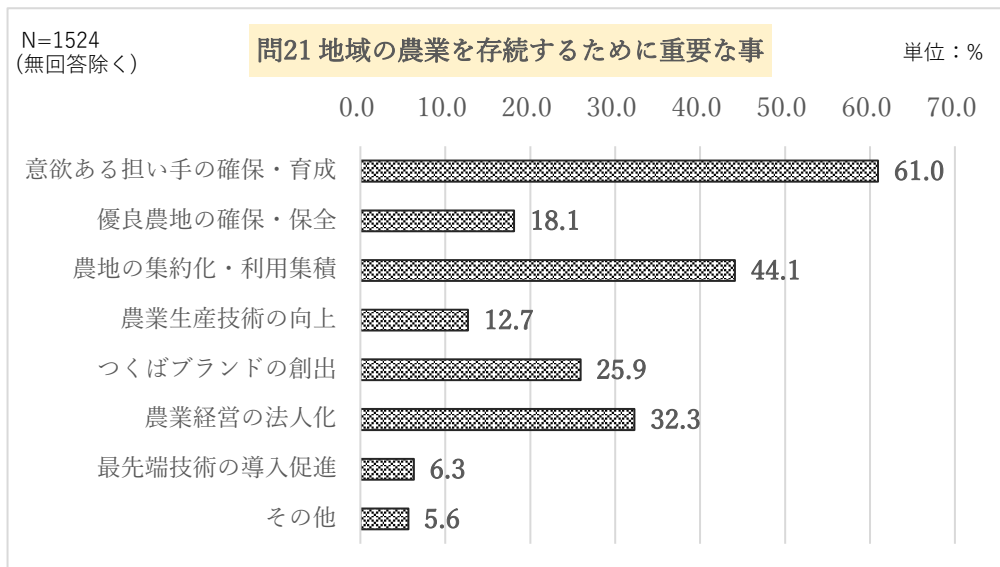
単位：%





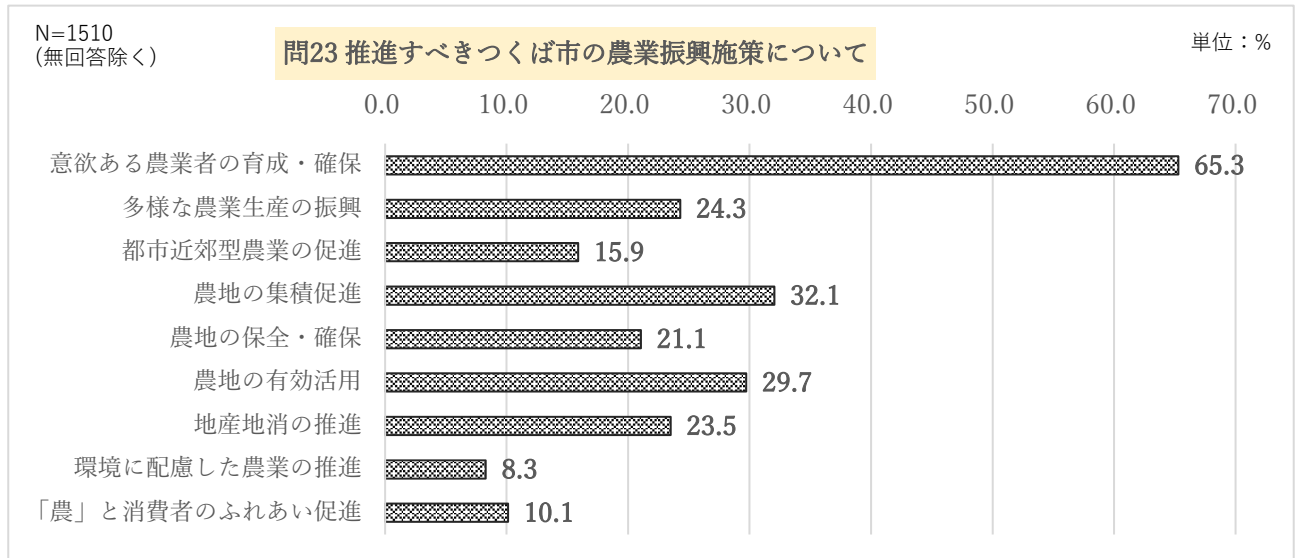
### ⑪ 地域農業の存続、担い手の確保・育成<複数回答3つまで>

- ・ 地域農業の存続のために重要な事として、「意欲ある担い手の確保・育成」が61.0%と最も多く、また農地については、とくに「集約化・利用集積」が重要と捉えられている。経営上の問題としては、「法人化」「つくばブランドの創出」が地域農業の存続のために重要だとする意見が多い。
- ・ 担い手の確保育成のために必要なこととしては、「後継者以外が就農しやすい環境の整備」が51.7%で意欲のある新規就農者への支援を求める意見が最も多くなっている。次いで、「意欲ある農業者への融資制度などの拡充」や「後継者やUターン者に対する支援の充実」が続いている。さらに「農地貸借のマッチング制度の推進」も求められており、新規就農者・後継者への支援という意味でも重要であると考えられる。



## ⑫ 推進すべき農業振興施策<複数回答3つまで>

- ・ 推進すべきつくば市の農業振興施策としては、「意欲ある農業者の育成・確保」との回答が最も多く65.3%となっており、担い手不足への危機感が非常に高いことがうかがえる。これまでも認定農業者制度の促進・新規就農者への支援など様々な施策が実施されているが、担い手不足の解消に向けてさらなる施策の推進が求められている。
- ・ そのほか、「農地の集積促進」「農地の有効活用」を求める声が多く、農地を巡る状況に関して市の積極的なアプローチが求められている。「多様な農業生産の振興」や「地産地消の推進」を求める声も多い。



### 3 第1次計画の評価

#### ① 「ひと」の育成・確保

##### 基本施策（1）意欲ある農業者の育成・確保

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
① 認定農業者の育成・確保	意欲ある農業者を育成・確保するため、認定農業者制度の普及促進を図るとともに、農業経営改善計画書の作成に関する助言・指導を行います。 また、機械の大型化や施設の導入等による経営の規模拡大や複合化を図るほか、小規模でも高品質化等に取り組む農業者など関係機関と連携して多様な農業者を支援します	担い手育成総合支援事業 (認定農業者の育成・確保)	達成目標:担い手を30%以上増加 <認定農業者数> H26実績:219経営体 R1実績:298経営体 38.0%増加	A	農業政策係	担い手を30%以上増加する目標に対し、R1時点で認定農業者を38.0%増加させることができ、実績は目標を超えている。
② 新規参入者の育成・確保	新たな担い手を育成・確保するため、青年等就農計画認定制度(認定新規就農者)の普及促進を図るとともに、関係機関と連携して農地の取得や実践の場の提供、先進農家等への就職・研修などの就農に関する相談体制を充実させ、農業へ参入しやすい環境づくりを進めます。 また、就農直後の経営が不安定な時期に対して、関係機関や地域のリーダー的役割を担う農業三士等との連携、協力のもと栽培技術指導など定着に向けた総合的な助言や指導を行うとともに、就農初期に係る経費の補助など経営の安定を図るための支援を行います。	①担い手育成総合支援事業(新規就農者の育成・確保) ②新規就農者支援事業(就農直後の経営支援)	達成目標:担い手を30%以上増加 <新規就農者数> H26実績:41人 R1実績:76人 85.3%増加	S	農業政策係	担い手を30%以上増加する目標に対し、R1時点で新規就農者を85.3%増加させることができ、実績は目標を超えている。
③ 女性農業者の支援	営農活動や農産加工などの起業活動を行う女性農業者を育成するため、研修等の充実を図るとともに、家族経営協定の推進や女性農業士との連携、協力のもと女性農業者が意欲的に農業経営に参画できるよう支援します。	家族経営協定推進事業	達成目標:なし 指標:家族経営協定締結件数(締結累計) H26実績:183組 R1実績:206組	S	農業政策係	家族経営協定の締結件数に関する目標はないが、実績が順調に伸びている。

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
④ 農業経営の法人化促進	法人化により経営管理能力の向上や対外信用力の向上、また、従事者の福利厚生の充実など、経営の効率化や合理化によって規模拡大や複合化、経営力の強化とともに後継者の育成を図るなど、農業経営の維持・発展のため法人化への取り組みを促進します。		達成目標:なし 法人数(センサス実績) H22:34 法人 R 1:49 法人 10年間に44.1%増加	A	農業政策係	法人化に関する目標はないが、R1までは順調に伸びてきた。
⑤ 集落営農体制の確立	集落ぐるみで生産活動を行うことにより、効率的な農地の利用・集積及び作業の分担化や、農業機械・施設の共同利用を図り、生産コストの縮減や労力の軽減等による効率的な農業経営を推進するため、集落営農体制の確立を支援します。		達成目標:なし 農業集落数:249 集落 (H27 センサス) 集落営農数:4 集落 (H30 集落営農実態調査)	B	農業政策係	集落営農に関する目標はない。相談件数もH27に1件のみであり、順調に推移しているとはいえない。
⑥ 農業用機械等の再利用システムの構築	リタイヤする農業者が所有する農業用機械や施設について、関係事業者や機関と連携して情報を収集し、機械等の再利用を図るシステムの構築を目指します。		JAとの情報交換を実施	C	農業政策係	農業機械等の再利用に関する具体的事業としては、未着手である。
⑦ 営農サポート人材の確保	高齢農業者が培った知識や技術を若い世代に継承するとともに、市民をはじめ研究者や定年退職者等が持つ幅広い知識や技術と障害者等の労力を農業生産活動に活かすため「つくば市OB人材活動支援事業」の活用や「ヘルパー制度」の導入を検討するなど、関係機関と連携して、多様な人材を確保し、営農サポート体制を充実させることにより、農作業の効率化や労力の負担軽減を図ります。		達成目標:なし ・つくば市OB人材活動支援事業「つくば市シニアエキスパート」の農業分野の登録数 R1:9人 (別に学生農業ヘルパーあり)	B	農業政策係	H27に農業推進委員総会において、つくば市OB人材活動支援事業を活用した講演を行った。その後は事業の周知を図った。ヘルパー制度については視察を実施した。

## 基本施策 (2) 多様な農業生産の振興

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
①売れる米づくりの推進	消費者ニーズに対応した安全で安心な「米」を供給するため、減農薬・減化学肥料栽培等による高付加価値化や生産技術の向上により食味の向上を図るなど、品質の高い米づくりを推進します。また「つくばの米」が消費者に普及し定着が図れるよう関係機関と連携してPR活動を強化し、売れる米づくりを目指します。		達成目標:なし ・稲作における環境保全型農業に取り組む経営体数 H22 センサス:541 経営体 H27 センサス:248 経営体 ・つくば米のPR活動	B	営農林務係	米の品質向上のためH27に米の試食会を開催した。稲作における環境保全型農業に取り組む経営体は減少した。
②ブランド化・産地化の促進	地元農産物の付加価値を高める生産活動を推進し、ブランド化や産地化を目指した作物の生産振興を図ります。		達成目標:なし ・産地化:「つくば市ねぎ」がH17.11.30に銘柄産地に指定され継続している。 ・商標登録:筑波北条米(常陸小田米) ・「つくばコレクション」の材料として、常陸小田米の米粉、福来みかん果汁、ヤーコンの葉、ブルーベリーピューレ、キャベツ、ネギ、白菜、ショウガが使用されている。	B	営農林務係	産地化はねぎのみである。つくばコレクション認証制度では、生鮮食品はすぐれた「物産品」の対象とならないが、加工品としては農産物が、酒類や米粉、果汁、菓子類、餃子、麺類などの原材料として活用されている。
③特産物の生産振興	「米」「芝」「ねぎ」「ブルーベリー」の市を代表する特産物について、品質の向上や栽培管理の徹底など、ブランド力を高めるための取り組みを促進するとともに、PR活動により広く情報を発信し、市特産物の認知度の向上を図ります。 また、新たな市の特産物の確立に向けた研究・開発を促進します。		達成目標:なし 米:筑波北条米(産地限定コシヒカリ:独自の食味基準) 芝:「つくばグリーン」(H12.4 商標登録)に、JAつくば市が加盟するグリーン生産流通協議会から「品質検査合格証」が発行される。 芝:河川事務所へのPR、農産物フェアへの出展	B	営農林務係	米については、JA や民間によるPRが行われている。芝については、市として利用促進のためのPR活動を行った。

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
④ 6次産業化の推進	付加価値を高めた農産加工品の生産と競争力のある生産者の育成を目指すため、講座や研修会等の開催により新たな商品開発や販路拡大に向けた販売事業者等への積極的なアプローチ・PR力を養う場を提供するなど、6次産業化への取り組みを支援します。	6次産業化支援事業 (農業者の育成と加工品等の開発支援)	達成目標:なし ・新商品開発数 H25～R1の実績:8商品 (あかいとまとあいす、ふくれみかんシャーベット、ブルーベリーどらやき、羊羹、ソース、梅シロップなど) ・6次産業化育成塾の開講 ・加工品ガイドブック作成 ・6次産業化セミナー実施	A	農業政策係	6次産業化に向けた育成塾やセミナーを開催し、商品開発が進んだ。ガイドブックを作成しPRも進めた。
⑤ 多様な農産物の生産振興	高品質な農畜産物を提供し「儲かる農業」を目指すため、優良品種の導入や栽培方法の助言・指導を行うとともに、農産物の展示会等の開催により生産者の競争意識を高揚させるなど関係機関と連携して支援を行い、本市で展開される野菜、花き、果樹、麦類、林産物及び畜産など地域の特性を活かした多様な農業生産の振興を図ります。		達成目標:なし 農産物フェア、つくばプチマルシェ、首都圏イベントへの参加	B	営農林務係	農産物フェア等の展示会等を開催したが、優良品種の導入や栽培方法の助言・指導には至っていない。

## 基本施策（3）都市近郊型農業の促進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
①立地条件を活かした販売・流通の活性化	「首都圏に近い」「市内の身近なところに消費地が存在する」「筑波山を代表とする観光地がある」といった立地条件を活かし、市内外における各種イベントでの地元農産物のPR活動を促進するとともに、飲食産業や観光業、また流通業など多様な業種との交流を促進することにより販路の拡大と流通の活性化を図ります。	①販路拡大事業（東京事務所と連携した販売PR活動） ②販売事業者等との交流機会の創出	達成目標:なし ・農産物フェア(大清水公園)への出展 ・つくばプチマルシェ(市庁舎南側)への出展 ・首都圏イベントへの出展	B	営農林務係	農産物フェア等の展示会等を開催しPRを図った。
②販売力の強化	直売所や小売店等のインショップ、マルシェなど様々な形態の販売活動を促進し、国等の事業を活用した直売所の開設支援やPRを強化することにより、集客力の向上と販売力の強化を図ります。		達成目標:直売所の販売額50%増加 ・農産物直売所(R1:21か所) ・インショップ ・つくばマルシェ ・直売所開設支援:	B	営農林務係	農産物フェア等の展示会等を開催しPRを図った。
③つくば型アグリビジネスの推進	つくばの特徴を活かし、直売や農業体験、農家レストラン、オーナー制度など都市と農村の交流を図りながら、経営として確立する「つくば型アグリビジネス」を推進します。		達成目標:なし ・農業体験:「つくば・いなか体験応援隊」参加戸数 H19実績:39 経営体 R 1実績:24 経営体 ・農家レストラン (H27 センサス:4 経営体) ・農産物オーナー制度参加者 H26実績:530人 R 1実績:418人	B	農業政策係 営農林務係	農業体験:「つくば・いなか体験応援隊」に参加している経営体は、R1は24経営体で事業開始当初からはやや減少傾向。農産物オーナー制度参加者数はある程度を維持されている。
④安全・安心な農作物の生産方式の普及	高品質で安全・安心な農作物を提供するため、生産者や団体、研究機関等と連携し堆肥による土づくりや農薬・化学肥料の削減、有機栽培などの持続性の高い生産方式を普及・啓発するとともにGAP(農業生産工程管理)の認証取得を推進するなど、生産者の意識の高揚を促進します。		達成目標:なし ・環境保全型農業に取り組む経営体数 H22 センサス:1,251 経営体 H27 センサス:572 経営体 ・茨城県によるGAP講習会の参加 ・GAP認証取得数:茨城県内71件(個人認証・団体認証:日本GAP協会)	B	営農林務係	環境保全型農業に取り組む経営体は減少傾向。有機 JAS 認証は、R1.7.31 現在 6 事業者

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
⑤トレーサビリティシステムの導入促進	トレーサビリティシステムの導入を促進することにより、生産工程履歴を明確にし、食の安全に関する情報を提供することで、生産者の意識の向上と消費者との信頼構築を図ります。		達成目標:なし 未着手	C	営農林務係	未着手
⑥加工事業者の誘致促進	商品開発などの6次産業化が効率的かつ円滑に取り組めるよう、関係機関との連携や国等の施策を活用しながら、加工事業者の誘致を目指します。		達成目標:なし 産業振興課との情報交換	B	農業政策係	産業振興課との情報交換を実施。民間事業者によるワイン加工の事業が開始された。
⑦情報発信拠点の整備促進	市内外に広く地元農産物をPRするため、新たに整備される駅ビルなどを情報発信拠点として、活用するとともに、直売所やレストランなどが併設された複合型施設の整備促進を図ることを目指します。		達成目標:なし 「BiViつくば」のつくば総合インフォメーションセンターを活用したPR(直売所マップや果樹マップ等を配布)	B	農業政策係 営農林務係	情報発信拠点を確保したが、複合施設の整備には至っていない。
⑧輸出に向けた交流促進	海外市場を視野に入れた地元農作物のPRや取引に関し、意欲的な生産者や団体をはじめ、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)などの関係機関との連携・協力を図りながら輸出関連事業者等との交流を促進します。		達成目標:なし ①ジェトロとの情報交換 ②輸出に関する相談( 件)	B	農業政策係 営農林務係	ジェトロとの情報交換等を行ったが、輸出に関する相談はない。



## ② 「農地」の保全

## 基本施策（1）農地の集積促進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31） 実績等	進捗 評価	担当係	コメント
①地域ぐるみの 話し合いの推 進	地域ぐるみの話し合いの活性化を図り、効率的な農地の集積・集約化を促進します。		達成目標：なし ・人・農地プランの作成：23 地区	A	農業政策係 農地係	毎年、人・農地プランに基づく集落意見交換会を実施し、計画の更新を行っている。中間管理事業としても農地の集積面積が増加している。
②グリーンバンク 制度の活用	グリーンバンク制度を活用し、耕作不能となった農地の集積を図り、耕作放棄地の抑止と解消を目指します。	グリーンバンク制度の推進	達成目標：なし ・グリーンバンク R 1 登録実績：65 件 賃貸契約面積 H26 実績：22.9ha R 1 実績：48.2ha	A	農地係	グリーンバンク制度による賃貸契約成立面積が増加している。
③農地中間管理 事業の推進	農地中間管理機構と連携を図り、担い手となる経営体が営農しやすい環境の整備を推進します。	①農地中間管理事業の推進 ②利用権設定の普及促進	達成目標：なし ・農地利用集積面積 H26 実績：21.0ha R 1 実績：510.2ha	S	農地係	中間管理事業としての農地の集積面積が大きく増加している。

## 基本施策（２）農地の保全・確保

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31) 実績等	進捗 評価	担当係	コメント
①基盤整備の推進	地域における合意形成を踏まうえで、未整備地区の整備や大規模区画等への再整備など、生産性の向上を図るため不可欠な基盤整備を促進しながら優良農地を確保するとともに効率的な農地の集積を促し、担い手が営農しやすい環境づくりを目指します。		達成目標:なし ・下手地区県営農業競争力強化基盤整備事業 進捗率 R 1 実績:93% ・豊里南部地区県営畑地帯総合土地改良事業 進捗率 R 1 実績:88%	S	土地改良課	計画通り進捗している。
②基幹水利施設等の整備	老朽化した基幹施設や用排水施設等の改修、修繕を促進するほか、農道の改良整備を行い良好な営農条件の確保を図ります。		達成目標:なし ・一般単独排水路整備事業工事延長 H26 実績:4,847m R 1 実績:3,385m ・農業基盤整備促進事業(排水路整備):工事延長 H26 実績:2,000m R 1 実績:649m ・ため池・排水路維持補修事業工事箇所数 H26 実績:20 箇所 R 1 実績:42 箇所 ・県単ため池整備事業工事実施ため池数 H26 実績:1 箇所 R 1 実績:0 箇所	S	土地改良課	計画通り進捗している。
③小規模基盤整備の推進	効率的な農業経営や農地の集積が容易な環境づくりを推進するため、国・県等の施策を活用した小規模基盤整備事業などを促進します。		達成目標:なし 実績なし	C	土地改良課	事業に着手していない。
④地域ぐるみの環境保全活動の推進	農業や農村が持つ多面的機能を発揮させるため、地域ぐるみで行う農道や水路などの清掃活動など、地域の良好な環境を維持、保全する活動の推進を図ります。		達成目標:なし ・多面的機能支払事業活動支援金交付対象農用地面積 H26 実績:1,746.0ha、 R 1 実績:2,396ha(39 組織)	S	土地改良課	計画通り進捗している。

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31) 実績等	進捗 評価	担当係	コメント
⑤優良農地の保 全	「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、計画的に優良農地を保全・確保します。		達成目標:なし ・つくば農業振興地域整備推進協議会の開催(年2回) ・現地調査会の開催 R1実績:6地区、10回	A	農地係	計画通り進捗している。

## 基本施策（3）農地の有効活用

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31）実績等	進捗評価	担当係	コメント
①市民農園等の支援	気兼ねなく農業を体験できる市民農園や福祉的な意味合いを持つ福祉農園を支援するとともに、市民参加による地域ぐるみの交流を促しながら地域農業の活性化と農地の利活用を図ります。		達成目標：なし ・市民農園：2か所（JA、民間） ・農業体験農園：2か所（民間） ・パンフレットを作成し市民農園のPRを行った ・福祉農園開設準備支援（地域協議会への参画）	B	農業政策係	市民農園、農業体験農園は増えていない。
②市民ファーマー制度の活用促進	市民ファーマー制度の活用を促進するとともに、面積が小さく担い手が敬遠しがちな農地の利活用を図ります。	市民ファーマー制度の推進	達成目標：なし ・市民ファーマー制度登録 R 1 実績：14 件	B	農地係	市民ファーマー制度を活用した契約成立件数は数件にとどまっている。
③再生可能エネルギーを活用した農地利用	太陽光や風力などの環境にやさしい再生可能エネルギーを農業経営に対し、効果的に結びつけることにより、農業生産における省エネ化や省コスト化による所得の向上と地域農業の活性化を図ります。		達成目標：なし	C	農地係	事業に着手していない。

## ③ 「地域」の活性化

## 基本施策（1）地産地消の推進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31）実績等	進捗評価	担当係	コメント
①直売による顔の見える販売	市民や消費者が安心して地元農産物を消費できるよう、対面販売による直売を促進するとともに直売所マップの作成などPRを強化します。 また、新鮮で安全・安心な農作物を提供するため、直売所等におけるGAPの認証取得や、トレーサビリティの導入などの取り組みを促進します。	直売所マップの作成及びPR事業	達成目標：なし ・H30「つくば農産物直売所ガイド」の作成 ・H30「つくば果樹園ガイド」の作成 ・H29「つくば市農産加工品」の作成	A	営農林務係	計画通り進捗している。
②地元農産物の積極的活用	地産地消を図るため、契約栽培等による安定的な供給体制づくりを促進し、飲食店やホテル、学校給食への供給を増やすとともに、公共施設等においても積極的に活用するよう推進します。	①学校給食への地元農産物の導入促進事業 ②パン用小麦粉（ユメシホウ）の普及促進事業	達成目標：なし ①学校給食への提供 H27:17品目 H30:30品目 ②ユメシホウ販売数 H27実績：約11t R1実績：約14t	S	営農林務係	学校給食への提供品目、ユメシホウ販売数ともに増加している。
③事業者への啓発促進	市内のレストランやホテルなどの飲食店、観光事業者に対し地元農産物をPRし、その食材を使った料理や商品開発を促進するなど地元農産物の積極的な活用と地産地消の普及・啓発を図ります。		達成目標：なし 観光物産課や商工会との情報交換 市内飲食店へのPR活動	B	営農林務係	情報交換やPRを行っているが、計画通り進捗しているとはいえない。
④地産地消システムの検討	市内での流通システムを確立するため、生産者やJA等の農業団体や関係機関と連携し、生産及び集出荷体制を検討するほか、卸売業や小売業、流通事業者等との連携を目指します。		達成目標：なし JAとの情報交換	B	営農林務係	情報交換を行っているが、計画通り進捗しているとはいえない。
⑤地産地消の普及・啓発活動の推進	生産者や団体が一体となって行う市のイベント参加や自発的な活動を促進するとともに、地元農産物を使った料理を提供する飲食店等の情報収集や情報発信に努めるなど市民や消費者に対して、幅広くPRすることにより、地産地消の普及・啓発を図ります。		達成目標：なし ①農産物フェアの開催（入込客数） R1実績：約15,500人 ②プチマルシェの開催 R1実績：8回	A	営農林務係	計画通り各種のイベントを開催し、来場者も多い。

## 基本施策（2）環境に配慮した農業の推進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31）実績等	進捗評価	担当係	コメント
①環境にやさしい農業生産の推進	<p>有機性資源を堆肥化して有効活用し、化学肥料や農薬の削減など、環境への負荷を軽減する自然生態系に調和した持続性の高い生産方式への取り組みを推進します。</p> <p>このため、エコファーマー認定制度を推進するとともに、土づくりに必要な有機資材等の導入また堆肥化やその利用に必要な機械の整備など環境にやさしい生産方式の導入に向けた取り組みを支援します。</p>	<p>①特別栽培推進事業 ②カバークロップ（被覆作物）推進事業 ③有機資材導入推進事業</p>	<p>達成目標：なし ・茨城県特別栽培農産物推奨シールの交付数 R 1 実績：約40,000枚 ・エコファーマー認定数 H27 実績：3 経営体 R 1 実績：245 経営体 ・カバークロップ配布農家・団体数 H27 実績：119 経営体 R 1 実績：89 経営体 ・有機資材補助金 H27 実績：17 経営体 R 1 実績：9 経営体</p>	A	営農林務係	計画通り進捗している。特にエコファーマー認定数が増加している。
②耕畜連携の推進	<p>耕種農家と畜産農家との連携を図り、家畜のふん尿や稲わら・もみ殻等を利用した良質な堆肥づくりとその利用促進を図ります。</p>		<p>達成目標：なし 畜産協会との情報交換</p>	B	営農林務係	情報交換を行っているが、計画通り進捗しているとはいえない。
③循環型農業の検討	<p>畜産農家や生産者等が連携して行う堆肥づくりと食物残渣や作物残渣などの有機性資源を活用した資源を循環する仕組みづくりについて、関係機関とともに検討します。</p> <p>また、民間主導による循環システムの取り組み状況も見据えながら自発的な活動や企業参入の促進を図ります。</p>		<p>達成目標：なし 普及センターやJAとの情報交換</p>	B	営農林務係	情報交換を行っているが、計画通り進捗しているとはいえない。
④有機農業の推進	<p>安全・安心を求める消費者ニーズに対応するためには、有機農業は重要な一つの生産方式です。このため関係機関や先進農家等と連携した栽培技術の助言や指導を行うなど、積極的に有機農業に取り組む農業者を支援するとともに、有機JAS認証制度の普及啓発を促進するなど、生産者をはじめ地域・消費者の理解促進を図ります。</p>		<p>達成目標：なし ・有機JAS認証経営体数 R 1 実績：6 経営体 ・有機農業に関するチラシ配布による周知</p>	B	営農林務係	PR 活動等を行っているが、計画通り進捗しているとはいえない。
⑤農業廃棄物の適正処理促進	<p>農業用プラスチック製品など使用済みの廃棄物について、適正な処理を啓発・指導し、リサイクルによる資源活用と農村環境の保全を図ります。</p>		<p>達成目標：なし 廃プラ回収リサイクル事業 H27 実績：70t R 1 実績：63t</p>	A	営農林務係	廃プラ回収リサイクルを計画通り行っている。

## 基本施策（3）「農」と消費者のふれあい促進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31）実績等	進捗評価	担当係	コメント
①多様な交流機会の創出	市民や消費者との交流を促進し「農や食」に対する相互理解を深めるため、気軽に「農」とふれあえる場として農業体験イベントの開催や農作物オーナー制度の充実を図るなど、生産者や都市農村交流団体と連携し多様な交流機会を創出します。	①都市農村交流(グリーン・ツーリズム)イベントの推進 ②農産物オーナー制度の普及促進	達成目標:なし ・農業体験イベントの開催 H27実績:8回、参加者244人 R1実績:9回、参加者102人 ・農産物オーナー制度 H27実績:12メニュー 参加者:154口、566人 R1実績:10メニュー 参加者:168口、418人	B	農業政策係	都市農村交流イベント参加者数や農産物オーナー制度参加者数減少傾向で、計画通り進捗しているとはいえない。
②農業サポーター制度の活用促進	農業サポーター制度の活用を促進し、生産者の負担を軽減しつつ市民との交流を深め農業に対する相互理解を図ります。	農業サポーター制度の普及促進	達成目標:なし ・登録者数 H27実績:170人 R1実績:248人 ・利用農家数 H27実績:17件 R1実績:15件 ・サポーター活動実績 H27実績:220人/日 R1実績:121人/日	A	農業政策係	農業サポーター制度登録者数は増えている。ただし、活動実績は減少傾向にある。
③誘客促進	「農とのふれあい」に関し、今後需要拡大が見込まれる学校の修学旅行や外国人観光客、留学生などのニーズに対応するため、生産者や旅行業者と連携して農業体験の場を提供するとともに、アフターコンベンションへのPRやハラルなど外国食文化に対する理解促進など誘客に向けた取り組みを推進します。		達成目標:都市農村交流体験者を2万人以上 ・つくば・いなか体験応援隊活動支援 ・外国食文化受け入れに関する講演 ・文化芸術課とのコラボ企画「サイエンスラボ」を実施 ・東京農業大学からの農業体験実習生受入	A	農業政策係 営農林務係	計画通り進捗している。
④子ども達への食育	農業体験や学校への出前講座など生産者との交流機会を創出することにより、「農や食」に対する学習の場を提供し、子ども達への食育の推進を図ります。		達成目標:なし ・学校への出前講座 H27:生産者との交流:4回 H30:生産者との交流:5回	A	農業政策係 営農林務係	計画通り進捗している。

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31)実績等	進捗評価	担当係	コメント
⑤農のある暮らしの創出	農や食、文化、歴史、伝統行事などの地域資源を活用して、農家や地域が主体的に行う農家民泊の活用や体験活動等による「農のある暮らし」の場を創出することにより、農業・農村の活性化を図ります。		達成目標:なし ・「食と農でつくばを元気にする協議会」にて事業推進 ・古民家を活用したしめ縄作り体験参加者(筑波山麓グリーンツーリズム委託の農業体験) H27実績:15人 R1実績:29人	A	農業政策係	計画通り進捗している。
⑥SNSを活用した身近なふれあいの促進	ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)を活用して、農業者が農業の楽しさや農産物のおいしい食べ方などを消費者へ情報発信し、消費者も商品の感想や農業者への応援メッセージを簡単に伝えられるような双方向のコミュニケーションの仕組みを確立することにより、農業者と消費者の身近なふれあいを促進し相互理解を図ります。		達成目標:なし ・市のツイッターを活用して情報発信 ・直売所との情報交換及び勉強会	A	農業政策係 営農林務係	計画通り進捗している。
⑦農と福祉の連携推進	農業分野と福祉分野が連携し、農作業活動などの取り組みを推進するため、生産者と障害者施設や介護施設等との交流を促進します。		達成目標:なし ・H27:農作業体験交流事業の実施(2事業所・障害者7人参加) (施設栽培農家でサンチュの植付け・片づけ作業) H28:ニーズ調査の実施 H29以降:年次計画により実施	A	農業政策係	計画通り進捗している。



## ④ 「新技術」の導入

## 基本施策（１）新たな農業形態の導入

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31）実績等	進捗評価	担当係	コメント
①知識や技術の活用	研究機関や大学、県等有する多様な知識や技術を活用するため、生産者等との相互交流を図る機会を創出するなど、新たな農業振興に向けた取り組みを推進します。	産学官の交流機会の創出	達成目標：なし H27：先端技術の事例発表会及び交流会の開催（つくばグローバル・イノベーション推進機構及び筑波大学・農研機構と連携） H28 以降：関係機関との情報交換（情報収集）	B	農業政策係	相互交流機会を設けたが、計画通りとはいえない。
②新たな産地づくりに向けた調査・研究促進	生産者や団体、関係機関が連携し、新しい作物の導入や産地づくりに向けた生産体制の確立など調査・研究を促進し、魅力ある農業の実現を目指します。		H28 以降：関係機関との情報交換（情報収集）	C	農業政策係	事業に着手していない。

## 基本施策（２）先端技術の導入促進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標（H31）実績等	進捗評価	担当係	コメント
①ICT（情報通信技術）を活用した技術導入促進	ICTを活用した栽培技術や生産体系の確立により、労働時間の短縮による省力化や作業の効率化、また施肥量の適正化などによる低コスト化や高品質化を図るため、ICT技術の導入を促進します。		達成目標：なし H28：認定農業者 212 名へアンケート実施（回答率 28.3%）テーマ：ICT 活用の現状と今後について H28 以降：関係機関との情報交換（情報収集）	B	農業政策係	ICT 導入の可能性を探っているところであり、計画通りとはいえない。
②農業生産支援ロボットの導入促進	収穫作業などを無人で行うロボットや、農作業時の負担軽減を図るためのアシストロボットなど先端技術の導入を促進することにより、省力化や作業の効率化を図ります。		達成目標：なし H28 以降：関係機関との情報交換（情報収集）	C	農業政策係	事業に着手していない。
③先端技術の導入に向けた実証実験の推進	先端技術の習得や導入を目指すため、実証実験の場を提供するなど生産者や団体、関係機関が連携した取り組みを推進します。	実証実験のためのモデル事業の促進	達成目標：なし H28：茨城県主催の講演、実証実験に参加（ドローン） H28 以降：関係機関との情報交換（情報収集）	B	農業政策係	ドローンの実証実験に参加したが、計画通りとはいえない。

## 基本施策（２）新品種の導入促進

具体的施策	具体的施策の内容	重点プログラム	関連達成目標(H31) 実績等	進捗 評価	担当係	コメント
①新品種の導入 促進	研究機関において開発された収益性が高く消費者に望まれる新しい優良品種の導入を促進し、生産性や品質の向上による所得の向上を図ります。		達成目標:なし H28以降:関係機関との情報交換(情報収集)	C	営農林務系 農業政策係	事業に着手していない。
②新品種導入に 向けた連携推進	新品種の導入や栽培技術の習得を目指すため、実証研究の場を提供するなど、研究機関や生産者、団体が連携した取り組みを推進します。	①国や県の研究機関との情報交換の場の提供 ②実証栽培による研究活動の促進	達成目標:なし H28以降:関係機関との情報交換(情報収集)	C	営農林務系 農業政策係	事業に着手していない。

注：進捗評価については、S：達成、A：順調、B：遅れ、C：未着手とした。

## 4 用語解説

用語	解説
【あ行】 IoT (アイオーティー)	IoT (Internet of Things の略)。モノのインターネットと訳され、機械や農場の状態をセンサーや通信機器で結び、離れた場所からも管理できる情報処理や通信技術の総称。
EC サイト (イーシーサイト)	Electronic commerce site の略。自社の商品やサービスをインターネット上で販売しているショッピングサイトのこと。
エコファーマー	<p>「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号) に基づき、「持続性の高い農業生産方式」を導入する計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者の「愛称」。</p> <p>「持続性の高い農業生産方式」とは、「土づくり」・「化学肥料低減」・「化学農薬低減」の 3 つの技術を一体的に取り組むもので、3 つの技術にはそれぞれ種類があり、その中から 1 つ以上に取り組むことが必要となる。</p>
SDGs (持続可能な開発目標) (エス・ディー・シーズ)	<p>SDGs は Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定している。</p> <p>市では、2018 年 9 月に「つくば市 SDGs 未来都市計画」を策定し、市としての取り組みを示している。</p>
【か行】 基幹的農業従事者	<p>自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者(農林業センサスによる定義)</p>
GAP (ギャップ) (農業生産工程管理)	<p>Good Agricultural Practice の略。農産物の生産の各段階において、生産者が守るべき管理基準とその取組のことで、「農産物の安全」、「環境への配慮」、「作業員の安全と福祉」、「農場経営と販売管理」などの観点から、適切な農場等の管理のあり方が示されている。</p>
グリーンバンク事業	<p>耕作不能となった農地を借受け希望者に市が仲介、あっせんするつくば市独自の遊休農地活用、耕作放棄地対策事業のこと。</p>
兼業農家	<p>世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家(農林業センサスによる定義)</p>
耕作放棄地	<p>以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地のこと。(農業センサスによる定義)</p>

用語	解説
耕地面積調査	耕地面積調査は、全国の各都道府県の田耕地及び畑耕地を対象とし、農業生産の基盤となる耕地と土地利用の状況を調査したもの。GIS と空中写真を活用し、電子化されたメッシュ情報に基づく実測調査による。
【さ行】 自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。（農林業センサスによる定義）
資源循環型農業	地域で発生する有機性資源（家畜ふん尿や食物残差など）の堆肥などへの循環利用、農業用資材の循環利用を行うことにより、化学肥料や農薬の使用量を低減し、環境への負荷低減を図る農業。
実証実験	新開発の製品・技術などを、実際の農場で使用し、実用化に向けての問題点を検証すること。
森林環境譲与税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。税収は、全額が森林環境譲与税として令和元年度から都道府県・市区町村へ譲与される。なお、森林環境税は個人住民税と併せて年額千円を徴収予定で、課税は令和 6 年度開始で、それまで借入金などで対応する。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化、精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業の取り組み。 スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などが期待される。
青果物銘柄産地指定	高品質で信頼性・安全性が市場で高く評価され、県を代表する青果物として指定し、育成する茨城県の制度。指定要件（品質、規格、鮮度、市場単価等）があり、指定されることで信頼性が確保できる。
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者（1 年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家（農林業センサスによる定義）
総農家	経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯。（農林業センサスによる定義）
【た行】 第 1 種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家（農林業センサスによる定義）
第 2 種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家（農林業センサスによる定義）

用語	解説
多面的機能	<p>農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。</p>
地産地消	<p>地域で生産された農林産物（食用に供されるものに限る。）を、生産された地域内において消費する取組のこと。農産物直売所やマルシェ等を活用した直売の取組、学校給食における取組の促進、食育の推進などがある。</p> <p>この取組を進めていくため 2010 年 11 月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。</p>
つくば市新規就農者経営支援補助金	<p>将来における農業経営の確立を目指す新規就農者を支援するために、市独自に補助金を給付する制度。市内に住所を有し、18 歳以上 65 歳未満の認定就農者へ月々 5 万円を支給。給付期間は、就農日が属する月から起算して 36 カ月まで。ただし、農業次世代人材投資資金（経営開始型）と重複受給はできない。</p>
つくばワイン・フルーツ酒特区	<p>つくば市が、「特産酒類の製造事業」として、茨城県内で初めて国の構造改革特別区域計画の認定を受けたもの（2017 年 12 月 26 日付）。市内全域でワインや特産果実酒の製造免許の申請において、酒税法の酒類の最低製造数量基準が緩和される。（ワインの場合、年間 6 kl から 2 kl に、リキュールは 6 kl から 1 kl に引き下げられる。）</p>
土地持ち非農家	<p>農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5 a 以上所有している世帯（農林業センサスによる定義）</p>
土地利用型農業	<p>土地利用型農業とは、土地（面積）に依存しその広がり活用することを営農の中心にしている農業生産の方式。主な作目は穀類、加工原料用作物など。</p>
【な行】 認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市からその計画の認定を受けた農業者のこと。</p> <p>つくば市では、農業経営の目標を、主たる農業従事者 1 人当たり年間農業所得 580 万円、年間労働時間 2,000 時間としている。</p>

用語	解説
認定新規就農者	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」について、市の認定を受けた者。認定を受けると金融措置などの支援や国等の施策を活用することができる。</p> <p>対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）</li> <li>2.特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）</li> <li>3.上記の者が役員の過半数を占める法人</li> </ol>
農業インターンシップ	<p>農業法人への就職希望者や、就農を目的とする短期就業体験のこと。</p>
農業経営体	<p>農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が 30 a 以上、(2)農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜 15 a、施設野菜 350 m<sup>2</sup>、搾乳牛 1 頭等）、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。（農林業センサスによる定義）個人経営体（いわゆる農家）と法人経営体がある。</p>
農業産出額	<p>農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格（出荷時価格）を乗じて得た額を合計したものである。</p> <p>農林水産省では、平成 18 年産までは市町村別の調査を行ってきたが、平成 19 年産以降は市町村別の調査は行ってなかった。平成 26 年産以降は、農林水産省が推計した都道府県別農業産出額を、農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成している。</p>
農業就業人口	<p>15 歳以上の農家世帯人員のうち、1 年間に農業のみに従事した人又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い人。（農林業センサスによる定義）</p>
農業サポーター制度	<p>収穫や草取りなど単純な労働力が必要な農家に、無償の労働力（ボランティア）を提供しようとする人たちを市があっせんするつくば市独自のサポート事業のこと。</p>
農業次世代育成人材投資事業（旧青年就農給付金）	<p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型：2 年以内）、及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型：5 年以内）のこと。</p> <p>準備型 交付対象者：就農予定時に 50 歳未満の者  交付額：研修期間 1 年当たり 150 万円  交付主体：都道府県</p> <p>経営開始型 交付対象者：就農予定時に 50 歳未満の認定新規就農者  交付額：1 年当たり最大 150 万円  ※夫婦は 1.5 倍の額を支給  交付主体：市町村</p> <p>※交付要件、交付額については各交付主体へ確認。</p>

用語	解説
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。（農林業センサスによる定義）
農産物オーナー制度	年間オーナーとなった農産物の生産者とともに種まきから収穫までの一貫する農作業体験や生産者との交流などが楽しめるつくば市独自の農業体験制度のこと。
農地中間管理事業	「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進め、担い手への農地集積・集約化を推進するため、「農地中間管理機構」（都道府県ごとに設置）が農地所有者と担い手との間の介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。
農地の集積・集約化	<p>農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。</p> <p>農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。</p>
農福連携	<p>障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。</p> <p>農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。</p> <p>近年、全国各地において、様々な形での取組が行われている。</p>
農林業センサス	<p>我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。</p> <p>農林業を営んでいるすべての個人や法人を対象に5年ごとに行う全国調査。</p>
【は行】 人・農地プラン	<p>農家の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成する取組み（人・農地プランの実質化）が進められている。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。（農林業センサスによる定義）</p>
不作付地	<p>農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地。（農林水産関係用語集による）</p>

用 語	解 説
<p>【や行】 有機農業</p>	<p>平成 18 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」第 2 条において、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義している。</p>
<p>有機 J A S 認証制度</p>	<p>「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」に基づく有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証する。認証された有機食品には、有機 JAS マークが付けられる。</p>
<p>【ら行】 6次産業化</p>	<p>農林魚業者（1次産業従事者）が、1次製品の生産だけでなく、自ら、または連携して食品加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）に取り組むことで、高付加価値化、経営の多角化により、所得の向上や地域活性化につなげようとする取組。</p> <p>1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3の掛け算の6を意味している。</p> <p>この取組を進めていくため平成22年年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。</p>